

令和5年第3回

島田市教育委員会定例会

令和5年3月29日



令和5年第3回島田市教育委員会定例会日程

日時：令和5年3月29日（水）午後2時00分～午後4時30分
会場：プラザおおるり 第1多目的室（1階）

1. 開会
2. 会期及び会議時間の決定
3. 会議録署名人の指名
4. 教育部長報告
5. 事務事業報告
 - (1) 教育総務課 (2) 学校教育課 (3) 学校給食課 (4) 社会教育課
 - (5) スポーツ振興課 (6) 図書館課
6. 連携報告
 - (1) 文化振興課 (2) 博物館課
7. 付議事項
 - (1) 令和5年度島田市教育の施策の大要について
 - (2) 島田市教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - (3) 島田市特認校制度要綱の制定について
 - (4) 島田市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について
 - (5) 令和5年度島田市学校給食費の額について
 - (6) 島田市公民館条例施行規則及び島田市金谷体育センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - (7) 六合公民館運営審議会委員の委嘱について
 - (8) 初倉公民館運営審議会委員の委嘱について
 - (9) 金谷公民館運営審議会委員の委嘱について
 - (10) 第2次島田市スポーツ振興推進計画の策定について
 - (11) 島田市スポーツ推進委員の委嘱について
 - (12) 島田市立図書館協議会委員の委嘱について
8. 協議事項
 - (1) しまだの教育（リーフレット）について
9. 次回教育委員会定例会における協議事項の集約について
 - (1) 事務局から提案するもの
 - (2) 各委員が提案するもの
10. 報告事項
 - (1) 島田市立小学校跡地利活用事業提案審査の結果について
 - (2) 令和5年2月分の生徒指導について
 - (3) 島田市通学合宿推進事業費補助金交付要綱の一部改正について
 - (4) 公民館類似施設の運営委員会委員の委嘱について
 - (5) 金谷公民館の指定管理制度移行に伴う電話番号等の変更について
 - (6) 島田市スポーツ推進委員の辞職について

11. その他

・会議日程について

次回 第4回島田市教育委員会定例会

日時 令和5年4月26日(水) 午後2時00分～午後4時00分

会場 プラザおおるり 第1多目的室(1階)

次々回 第5回島田市教育委員会定例会

日時 令和5年5月24日(水) 午後2時30分～午後4時30分

会場 伊久身農村環境改善センター

12. 閉会

教 育 部 長 報 告



一般質問（令和5年2月市議会定例会）

1. 1番 井 上 篤 議員（清流の風）（一問一答）

1. 令和5年度の施政方針と予算の大綱について

令和5年度の施政方針と予算の大綱で、循環型社会、縮充、DXを指針とした持続可能なまちづくりを一步先へ進める方針が示された。その内容について、以下質問する。

<質問>

(3) 予算の大綱の中で、教育環境の適正化を図るために検討委員会を設置し、旧市内地区の学区再編の検討を進めるとあるが、島田市立地適正化計画の中で、旧市内の島田第一小学校から島田第五小学校の学区内において、島田第一小学校を除く4校は、居住誘導区域内にあり、特に島田第三小学校は都市機能誘導区域に立地している。少子化による子供の減少で、学校の維持が厳しいことは理解するが、立地適正化計画の中で緩やかではあるものの、これからその地域に人口を誘導していくこうとする場所から、仮に、小学校を減らそうとしているのであれば、誘導施策と逆行しているように感じる。このことから、当局の考えを伺う。

<答弁>

教育環境の適正化を図るための検討委員会は、市内小中学校における「小中一貫教育の実現」を図るために設置します。

一方、旧市内の学区編制については、今後一層の小中学校の児童生徒数の減少が見込まれるため、「小中一貫教育の実現」「児童生徒の教育環境の適正化」「児童生徒数の減少に伴う学校規模の適正化」等を視点に、長期的な視野に立って、慎重に議論を進めていきたいと考えています。

2. 11番 横田川 真 人 議員（島和の会）（一問一答）

1. 施政方針について

令和5年度の施政方針が示された。これまでの市政運営を引き継いでの方針であると見える。そこで、これまでの取組と今後の展望について伺う。

<質問>

(1) DX施策について

② ネットパトロールを小学生まで拡大することであるが、どのように実施するか。

<答弁>

ネットパトロールは、専門の事業者に業務委託をして実施しています。

小学生の実施にあたっては、中学生と同様に、まず事業者へ学校名、学校行事の計

画一覧、児童の氏名などの情報を提供します。それに基づき、誰でも見ることができるサイトのうち、児童に書き込まれる頻度が高い掲示板やくちこみサイト、SNSなどを対象に、誹謗中傷やいじめ、犯罪・違法行為、出会い系などのトラブルに繋がる恐れのある書き込みが行われていないかを巡回・調査します。

＜質問＞

(5) スポーツ施策について

- ① 競技スポーツに力を入れることは考えていなか。

＜答弁＞

競技スポーツへの取組については、プロスポーツ選手、大学の現役選手、さらには合宿誘致において本市を訪れるトップアスリートによる指導等での高いレベルに触れる機会の創出、マラソン大会をはじめとする各種大会の開催、スポーツ少年団への補助、報奨制度の実施等により、競技力・技術力の向上に繋げていきたいと考えています。

＜質問＞

- ② 高齢者の生きがいとしてのスポーツに、どのようにアプローチするか。

＜答弁＞

「市民ひとり1スポーツ」を推進する中で、高齢者の方々にはいつまでもスポーツに親しんでいただけよう、グラウンドゴルフ場の維持管理による環境整備や、トランポウォーキング、ボッチャ等をはじめとする高齢者の方々が無理なく気軽に楽しめるスポーツの普及に取り組んでいきたいと考えています。

3. 9番 藤本 善男 議員（創造島田）（一問一答）

1. 令和5年度施政方針について

新型コロナウイルス感染症はようやく沈静化の見通しが示され、今後、感染症としての取扱いも大きく緩和される見込みである。その一方で、昨年2月から表面化したロシアとウクライナの紛争は、食とエネルギーの安全保障を脅かし、特にエネルギー不足による世界規模のインフレは、私たちの市民生活にも多大な影響を及ぼし始めている。

このような情勢の中、染谷市政の令和5年度の事業推進にあたり、施政方針及び予算の大綱が示されたが、コロナ禍後の令和5年度市政運営について、以下質問する。

＜質問＞

(4) 時代の変化に適応し、活躍できる人づくりについて

- ② 令和6年度に予定されている、北部4小学校と島田第一小学校の統合に向けた重点取組事項及び市全体の学校編成に対する考え方を伺う。

＜答弁＞

令和6年度の統合に向けて、カリキュラム等検討委員会や拡大カリキュラム等検討委員会等を通して、様々な取組の検討を重ねて準備をしています。

現在、交流活動を年間を通して計画的に行ってます。授業、社会科見学、学習発

表会、観劇教室、伊久美小学校での移動教室等、様々な形での交流を通して、子供同士の人間関係作りを大切に取り組んでいます。

また、教科担任制の推進やICT環境の整備、登下校や校外学習のスクールバス使用、教員や支援員の効果的配置等、統合に向けた教育整備を行っています。5校の子供たちが安心して統合を迎えるよう、今後も取り組んでいきます。

学校再編については、「島田市立小学校及び中学校の在り方検討委員会提言書」「島田市教育環境適正化検討委員会提言書」に基づき、「小中一貫教育の実現」「児童生徒の教育環境の適正化」「児童生徒の減少に伴う学校規模の適正化」等を視点に、長期的な視野に立って、慎重に議論を進めていきたいと考えています。

<質問>

- (③) 学校跡地活用の取組が本格化するが、優先交渉権者との交渉に際し、市はどのような点に留意して検討を進めるか。

<答弁>

小学校跡地利活用事業は、地域コミュニティの活性化や賑わいの創出、地域振興につなげることを目的としていますので、優先交渉権者との交渉は、まずは地元に寄り添った事業になることを念頭に進めています。

6. 8番 山本孝夫 議員（島田市民会議）（包括質問）

1. 過去の質問の総括と島田市政の進め方について

昨年度、今年度と様々な視点から、提案を含め質問を行ってきた。令和4年9月定例会の一般質問では、中学校部活動の地域移行について質問した。休日の部活動について地域移行を開始していくという文部科学省のガイドラインに沿って準備してきたと考える。また、令和4年11月定例会では、金谷地区のPFI事業に関して質問した。要求水準仕様書に基づき金谷PFIパートナーズ株式会社と15年間、総額約23億円の契約をしたが、指定管理に関わる15年間もの長きにわたる契約は、世の中の多様な変化を考えると心配が絶えないところである。しかし、市長の答弁では、何が何でも進める旨の答弁があった。

今回は、この過去の質問2件について、その総括を含め、その後の取組についての進捗状況の確認のため、以下質問する。

<質問>

(1) 中学校部活地域移行のその後について

- ① ガイドラインの見直しが令和4年12月に行われたと聞く。その内容はどのようなものか。

<答弁>

令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁から示されたガイドラインでは、休日の部活動の段階的な地域移行について、全国一律に達成時期を定めないものの、令和7年度末までを目標に、できるだけ早い時期に実現を図ること、地域が運営主体となる「地域クラブ活動」への移行に取り組むことについて、示されました。

<質問>

② 前々回の私の質問から当市として何を行い、決定をしたか。

<答弁>

本市では、現在までに、「地域部活動連絡協議会」を設置するための準備として、各協会や連盟、各団体等の関係者との面談を実施し、生徒を迎えるまでの要望や考え方について伺っています。

また、学校では、休日の部活動の地域移行に向けた合同部活動の実践研究を行っています。

例えば、サッカーでは、すべての中学校を対象に、サッカーをやりたい生徒を集め、合同部活動としてサッカー教室を実施し、地域や民間団体の関係者にも指導に参加していただいている。

また、野球では、初倉中、金谷中、川根中の3校で合同部活動を立ち上げ、公式大会に出場しています。この取組の様子を地域の関係者と共有し、野球における地域移行の具体的なあり方を模索していただいている。

<質問>

③ 令和5年度、国では28億円の予算を計上したと聞く。その一部は当市にも配分があると思うが、当市では何に使う予定か。

<答弁>

現在までに、本市に、国から予算の配分があるという話は聞いておりません。

一方で、本市では、令和3年度、令和4年度と国と県の補助金を活用して、単独で指導・引率ができる部活動指導員を任用していました。令和5年度についても、引き続き、任用することを予定しています。

<質問>

④ 部活というとスポーツ部のみと捉えられがちであるが、文化部についても、スポーツ部と同様に取り組むことも必要である。当市ではどのような取組をしてきたか。また、その結果はどのようにになったか。

<答弁>

文化分野においても、吹奏楽等において、文化協会や団体関係者と面談を実施し、生徒を迎えるまでの要望や考え方について伺っています。

例えば、島田第二中学校では、吹奏楽部に部活動指導員を配置し、部活動の運営や指導にあたっています。

また、川根中学校では、吹奏楽部の指導に、地域の吹奏楽団体の関係者が参加し、地域団体による部活動支援が始まるなど、地域と学校との連携を深めています。

<質問>

⑤ スポーツの活動については、島田市スポーツ協会の協力も必要である。協会とはどのような話し合いを行い、どのような結論を出しているか。また、これのための新年度予算をつける予定か。

<答弁>

これまでにスポーツ振興協議会を通して、スポーツ協会には本市の方針をお伝えしています。また、スポーツ振興課とスポーツ協会との日頃の業務の中で、各競技団体

の状況について共有しています。

なお、令和5年度における休日の部活動の地域移行に係るスポーツ協会への予算措置については、地域移行体制の構築中のため行う予定はありません。

<質問>

⑥ 指導員は有償で行うことが基本である。地域移行により指導に当たる人たちが公務員であったとすれば、副業として従事することになるが、勤務規定に抵触する危険もある。令和5年4月からスタートするが、どのように処理するか決まっているか。

<答弁>

現在は、地方公務員法等の現行法に基づき、処理することになります。

なお、公務員の場合は、任命権者の許可を受ければ、報酬が発生する事業や事務に従事することができます。

7. 4番 提坂大介 議員 (一問一答)

3. 食育について

最近、テレビや新聞等のメディアで急に昆虫食の話題が取り上げられるようになった。徳島県では給食に実際に使われ始めており、ある中学校の宿泊訓練の行き先の一つに「昆虫食の工場が入っている。」と保護者から心配する声を聞いた。私は常々SDGsに疑問を持っているが、第2次島田市総合計画後期基本計画の中にも「地方自治体としてSDGsに貢献するために」という記載があるが、持続可能な社会の実現のために昆虫を食べなければならないのかと考えてしまう。日本では、年間522万トンの食品が廃棄されており、これは世界全体が援助している食料の約2倍に相当し、一般廃棄物処理費用は年間2兆円にも及ぶと聞く。環境負荷がかかりながらも経済的にも非合理的な現状がある。昆虫食を勧める前に食品ロスを減らす、食べ物を大切にする、農家等の生産者に感謝する。それらを教え、日本に昔からあるもったいない精神を育むことの方が大切であると考える。そこで、市内小・中学校の給食において、昆虫食につながるような食材、調味料を使用する予定があるか伺う。

<答弁>

学校給食において、昆虫食に繋がるような食材、調味料を使用する予定はありません。

9. 7番 四ツ谷 恵 議員 (一問一答)

1. 保護者が負担している学校費用について

国は、異次元の少子化対策と称して対策を打ち出している。現在、日本の年間出生数は、

80万人を切るまで減少している。当市にも少子化の波が押し寄せ、年々減る傾向にある。どのようにすれば人口減少を食い止めることができるか、地方自治体でもあらゆる施策を考え、効果的な対策を打つことが急務である。当市は、これまで子育てしやすい環境を整えることに尽力してきたと考えるが、より一層その充実が求められる。

日本国憲法第26条は「義務教育は、これを無償とする。」とうたっているにもかかわらず、実際には、保護者の学校費用の負担は重いのが現状である。そこで、保護者の学校費用負担について伺う。

〈質問〉

(1) 小学校の入学時の給食費を含む学校教材費用は幾ら程度か。また、6年間の小学校費用は、総額幾ら程度か。このほか、中学校の入学時及び3年間の総額は幾らか。

〈答弁〉

小学校・中学校入学時の学校教材等は、学校ごとに購入品を決めていため、購入費は、学校ごと異なります。また、各家庭で選択して購入する物もあるため、費用は、家庭ごとにも異なっています。いくつかの学校で調べたところ、小学校では、およそ1万5,000円、中学校では、およそ2万円でした。なお、入学時に給食費は徴収していません。

小学校で徴収しているお金は、6年間でおよそ46万円です。この中には、教材の費用、修学旅行等の費用、給食費、PTA会費が含まれています。その内、給食費がおよそ30万円です。

中学校で徴収しているお金は、3年間でおよそ37万円です。この中には、教材の費用、修学旅行等の費用、給食費、PTA会費のほか、部活動の費用が含まれています。その内、給食費がおよそ18万円です。

〈質問〉

(2) 現在、市内の小・中学校で(1)で購入するもの以外で保護者が負担する品目はどのようなものがあるか。

〈答弁〉

小学校及び中学校では、保護者から集めたお金で購入する物以外にも、学習内容等に合わせ、必要な物を各家庭で用意していただいている。

これらについては、新規で購入していただくばかりではなく、家族が使用していた物や知人から譲り受けた物を使用している場合も多く見られます。

小学校では、水着、なわとび用の縄、鍵盤ハーモニカ、リコーダー、絵具、彫刻刀、習字の道具、裁縫セット等を用意していただいている。

また、中学校では、水着、柔道着等を用意していただいている。また部活動に所属している場合は、活動で使用する物も必要になります。

〈質問〉

(3) 学校費用で保護者の負担が大きいものとして、学校給食費がある。憲法の理念に立脚するならば、当然、義務教育の一環である給食は無償で提供すべきと考える。少子化を食い止めるためにも、他市に先駆けて給食費の無償化を実施すべきと考えるがどうか。

<答弁>

学校給食費について、経済的に困難な家庭においては、生活保護費あるいは就学援助費等により支援しています。

令和3年6月定例会でも答弁したとおり、学校給食法に基づき職員の人工費及び施設設備費等は市が負担し、食材費のみ保護者に負担していただくこととしています。

無償化した場合、年間約4億円の市の負担が必要となることから今のところ無償化は考えていません。

<質問>

- (4) 保護者の学校費用の軽減の取組として就学援助制度がある。この制度を利用している児童・生徒数はどの程度か。また、直近5年前と比較してどうか。

<答弁>

今年度の2月末時点で、就学援助の認定を受けている児童生徒は826人です。平成29年度に認定を受けた児童生徒は612人でしたので、本市の就学援助の認定数は、5年前に比べて増加しています。

<質問>

- (5) 就学援助制度の認定基準を伺う。

<答弁>

就学援助の認定基準は、要保護については生活保護を受けている世帯の児童生徒、準要保護については市民税の非課税、市民税・国民年金保険料・国民健康保険税の減免、児童扶養手当の支給などの措置を受けている世帯のほか、保護者の職業上の理由等により生活状態が不安定と認められる世帯の児童生徒となっています。

2. 学校給食センターの民間委託運営体系の変更について

給食業務の現場は重労働であり、神経を使って安全な給食を提供しているが、職員の募集を行ってもなかなか集まらないと聞く。そこで、学校給食センターの運営について、以下質問する。

<質問>

- (1) 中部及び南部学校給食センターにおいて、平成30年度から令和4年度の5年間で、労働災害または事故が発生したか伺う。

<答弁>

平成30年度から現在までの5年間で、調理業務における労働災害発生件数は、中部学校給食センターが10件、南部学校給食センターが2件となっています。

また、両センターで調理した給食において危険異物混入事故は、平成30年度から現在までの5年間で0件です。

<質問>

- (2) 「給食業務の効率化を図る」と事務事業評価シートに記されている。効率化、経済性を求めることで労働環境の悪化が懸念されるが、どのような対策を取るか伺う。

<答弁>

給食業務の効率化を図るとは、民間活力の導入による人員管理体制の強化や専門事業者の調理ノウハウによる調理作業の効率化を期待するものです。

<質問>

(3) 中部学校給食センターの調理業務は市直営で運営してきたが、令和6年度から民間委託する予定である。今まで働いてきた職員に対する処遇はどうに変わるか。また、逆に南部学校給食センターは民間委託から市直営になるが、現場職員の処遇はどうになるか伺う。

<答弁>

中部学校給食センターに勤務する正規職員は、南部学校給食センター等に配置転換します。令和5年度の会計年度任用職員については、中部学校給食センターの受託業者に人材として紹介していきます。また、令和6年度の南部学校給食センターの会計年度任用職員に応募いただくことも可能です。

現在委託している南部学校給食センターの社員については、受託業者の経営判断となり現時点では判りませんが、受託事業者が運営する別の事業所等への配置転換が考えられます。南部学校給食センターでの勤務を希望される方には、市の会計年度任用職員に御応募いただくことも可能です。

<質問>

(4) 給食センターの現場職員への説明はどのような形で実施したか。その際にどのような意見があったか伺う。

<答弁>

現在の正規調理員14人に対して昨年の11月29日に全体説明会を、12月1日より個別面談を実施しました。

直営センターの変更について、反対意見や不平不満等は出ませんでした。

<質問>

(5) 民間委託される中部学校給食センターに関わる保護者への説明の予定はあるか。保護者の意見はどのような形で取るか伺う。

<答弁>

保護者には今後説明する予定です。

学校給食センターの運営方針については、保護者代表や校長代表等で組織する学校給食センター運営委員会において審議することとなっており、昨年12月に開催し直営センターの変更について御審議いただき御意見等をいただいています。

<質問>

(6) 運営体系の変更によって経費が削減できると聞くが、その詳細について伺う。

<答弁>

令和6年度に中部学校給食センターを委託し南部学校給食センターを直営とした場合と、現在と同じく中部学校給食センターを直営で運営した場合の経費を積算し、比較した結果は、前者の方が設計額ベースで、年間1,827万1,000円の経費削減となります。

16. 19番 大村泰史議員（一問一答）

2. 不登校等に対する当市の取組について

少子化が叫ばれている中、不登校児童が増加している。当市においても様々な取組をしているが、課題が多く生じていると考える。現状を把握するとともに、今後の取組をどのように図っていくか、以下質問する。

<質問>

(2) 教育委員会における不登校関連の取組状況について伺う。

<答弁>

学校では、児童生徒の教室への復帰を目指し、学級担任等による面談や家庭訪問等による相談の実施、スクールソーシャルワーカーによる福祉的な視点を生かした支援、スクールカウンセラーによる心理的な支援、保健室での登校支援、校内に設置した別室での支援、不登校や悩みを抱える児童生徒のための適切な居場所づくり等に取り組んでいます。

学校外では、児童生徒の学校への復帰や保護者支援のため、教育センターにおいて、悩みを相談できる教育相談員の配置、適応指導のためのチャレンジ教室の設置、不登校児童生徒と学校がつながるための1人1台端末活用の促進、民間団体との連携、保護者同士の支え合いの場となる「わかあゆの会」の実施等に取り組んでいます。

<質問>

(3) 当市として、不登校に対する取組方針、成果及び今後の目標について伺う。

<答弁>

本市では、不登校や悩み、不安を抱える児童生徒のための居場所づくりや、学校と家庭、関係機関が連携し、個々の状況に応じた支援を行う「スクールソーシャルワーカー」の配置と活用等の取組を推進し、児童生徒と教師との信頼関係を醸成する中、個へのきめ細やかな対応の充実を目指しています。

また、不登校児童生徒やその家庭の支援について協議する実務者会議では、社会教育課や子育て応援課等、市長部局とも連携を図り、不登校児童生徒に係る支援を推進しています。

このような取組により、不登校児童生徒が教室に復帰したり、悩みを相談できたりしたことが、学校から報告されています。

今後も引き続き、誰もが安心して教育を受けられる環境を整える中、不登校の予防と解消に取り組み、より多くの児童生徒が「学校が楽しい」と思えるよう努めます。

<質問>

(4) 当市における不登校や発達に何らかの課題を抱える児童の居場所確保の取組について伺う。

<答弁>

本市では、不登校児童生徒の居場所として、適応指導のための「チャレンジ教室」や「もみの木」があります。

また、学習サポート事業「しまだっ子」では、不登校児童生徒の学習・生活支援を行っています。

支援を要する児童生徒の居場所としては、特別支援教室「たんぽぽ」や放課後児童クラブのほか、障害児の療育を目的とした放課後等デイサービスで過ごす児童生徒もいます。

<質問>

(5) スクールソーシャルワーカーの設置目的及び成果をどのように捉えているか伺う。

<答弁>

県下初の取組として、本市で平成23年度から始めたスクールソーシャルワーカー活用事業では、福祉的な視点と手法により、不登校や生徒指導上の課題を抱える児童生徒や、その家庭を支援することを目的としています。

令和3年度は、延べ2,761人の児童生徒の支援に関わっています。スクールソーシャルワーカーの支援により、教室への復帰や別室等での登校ができるようになった事例、あるいは「チャレンジ教室」等の適応指導教室や、様々な関係機関につながることができた事例が報告され、児童生徒の支援に貢献しています。

17. 2番 青山真虎 議員 (一問一答)

2. 北部4小学校の閉校後と集落の存続について

伊太、相賀、神座、伊久美の北部4小学校が間もなく閉校する。その後の校舎や集落の存続について、以下質問する。

<質問>

(1) 利用が決まっている相賀小学校を除く3校について、閉校後の校舎はどのようになるか。民間活用へ公募をしていたが、どのような企業が応募してきたか。また、どのように使われるか。

<答弁>

小学校跡地利活用事業については、企画提案審査会の結果について3月1日に公表したところです。伊太小学校跡地の優先交渉権者には学校法人島田学園、伊久美小学校跡地の優先交渉権者には市内横岡地区において農家民宿を営む「囲炉裏古民家・おれっつの秘密基地」代表の長谷川圭介氏を選定しました。

学校法人島田学園については、学校用地としての活用を提案されており、長谷川氏については、新たにNPO法人を立ち上げ、キャンプや収穫体験、フィッシングアカデミーなどの体験型サービス等提供事業についてサブスクリプションにより実施する提案を受けました。

今後は、優先交渉権者と事業開始に向けた交渉を進め、校舎等施設の具体的な利活用を含め詳細を詰めていくことになります。

また、神座小学校跡地については、優先交渉権者の選定に至らなかったため、継続して検討を進めています。

なお、優先交渉権者以外で提案審査会に参加した事業者については、今後、本市以外で跡地利活用事業を提案する可能性があるため、参加者名及び事業概要の公表を控えさせていただきます。

18. 20番 平 松 吉 祝 議員 (包括質問)

2. G I G Aスクール構想の進捗状況と推進について

令和2年2月定例会において、G I G Aスクール構想について質問したが、その後の進捗状況とデジタルシティズンシップ教育について、以下質問する。

<質問>

(1) 校内通信ネットワークの整備経過と現状について伺う。

<答弁>

小中学校の校内通信ネットワークについては、令和6年度に統合する伊太小学校、神座小学校、相賀小学校、伊久美小学校、及び島田第一小学校を除き、令和2年度に整備しました。統合する5校については、現在モバイルWi-Fiルーターで対応していますが、令和5年度に島田第一小学校の改築工事の中で校内通信ネットワークを整備します。

また、令和4年度に川根中学校を除く中学校について、1ギガ帯域の高速外部通信回線に切り替えました。

<質問>

(2) 各教室への電子黒板、プロジェクターの設置経過について伺う。

<答弁>

島田第四小学校については、校舎建設に合わせ、全ての普通教室と特別教室に計29台の電子黒板機能付きプロジェクターを整備しました。

他の小中学校については、令和2年度中に全ての普通教室と特別教室用として各校6台ずつのプロジェクターとスクリーンをそれぞれ446台、整備が完了しています。

<質問>

(3) タブレット端末の故障、破損とその修理、代替状況を伺う。

<答弁>

これまでに報告を受けている端末の故障台数は236台です。このうち、令和5年2月末時点で修理が完了した台数は43台になります。

また、修理が完了していない端末については、補助金等を活用して購入した代替機で対応しています。

<質問>

(4) タブレット端末の利活用促進の現状を伺う。

<答弁>

市内の小中学校では、様々な場面で端末を活用しています。端末の効果的な活用が進むよう、ICT支援員による日常的な支援、各校の実状や必要に応じた校内研修、

各校の担当者を対象にした活用促進を狙った研修等を行っています。

各校が実施した児童生徒アンケートでは、毎日1時間以上端末を利用した授業に参加した割合が、昨年度は、小学校36.9%、中学校47.7%であったのに対し、本年度は、小学校58.5%、中学校74.5%とそれぞれ20%以上の伸びがありました。

授業以外にも、係活動、委員会活動、他校の児童生徒との交流活動等で活用したり、家庭でも学習や予定の確認等で活用したりしています。

＜質問＞

(5) 教師のスキルアップ対策の推進はどうか伺う。

＜答弁＞

教員一人一人のICT活用指導力を向上させるため、ICT支援員を4校に1人配置し、ICT機器操作の支援や効果的な活用法の提案、各校の実状や必要に応じた校内研修のサポート等をしています。

また、効果的な活用方法を市内の教職員専用のICTサポートサイトにアップしたり、研修会で各校の実践を紹介したりすることで、教員のスキルアップを図っています。

＜質問＞

(6) 情報モラル教育からデジタルシティズンシップ教育への推進状況を伺う。

＜答弁＞

本市では、デジタル・シティズンシップ教育を推進しています。各学校で、デジタル・シティズンシップ教育が展開されるよう、各種研修会で指導・助言をしています。

道徳や各教科の学習の中で行っている情報モラル教育においても、「してはいけないこと」のような禁止事項などの知識を身に付けるだけでなく、「なぜいけないのか」「どのように行動すべきか」などについて子供自身が考え、適切に判断し行動できるよう指導しています。

今後も情報のリスクなどを学ぶ情報モラル教育を行いながら、上手に情報やICTを活用し、役立てるために必要な能力を身に付け、問題が起ったときには、その解決方法を考える力を養うデジタル・シティズンシップ教育を推進していきます。

＜質問＞

(7) Society 5.0の社会を生き抜く力を身につけることによって、子供たち自身が当市の歴史や文化を世界に発信していくことが可能になる。取組を期待するがどうか伺う。

＜答弁＞

市内の小中学校では、各教科等の学習を通して、地域について学んだり、地域の人材から学んだりしながら、問題解決能力の育成や創造性を育んでいます。

一部の中学校では、総合的な学習の時間において、地域の企業や行政機関と関わりながら、自ら問い合わせ立て、課題解決のために情報収集、整理分析を行い、最終的に提案や実際の活動を行う探究学習を行っています。

例えば、地域の事業者からの依頼でまちのウォーキングモデルコースを作成、提案し、実際のコースとして採用されたり、島田市が実施する緑茶化計画をアピールする

CMを作成したりするなど、様々な活動を行っています。

このような学習を通して、子供の「自分は身近な問題を解決できる」「地域や社会を変えられる」といった認識を高められるように努めています。

<質問>

- (8) 今後に向けた当市のGIGAスクール構想の展望を伺う。

<答弁>

ICTの活用を支えるデジタル・シティズンシップ教育を土台にして、児童生徒や教師が、1人1台端末を効果的に活用して、課題を解決したり、考えたことを発信したりして、本市が目指す「子供が主体となる学習」を進めていきます。

また、情報化社会を見据えながら情報活用能力を身に付け、主体的にICT機器や情報を活用する子供を育てます。

議案質疑(令和5年2月市議会定例会)

議案第10号 令和5年度島田市一般会計予算

1. 16番 桜井洋子議員

○歳出10款（説明書139・140ページ、概要書179・180ページ）

1項3目 教育研究推進費中、小中一貫教育推進事業について

<質問>

(1) 事業概要の小中一貫教育の推進の検討とは何か。

<答弁>

本市における「小中一貫教育」は、同じ中学校区の小中学校がそれぞれの学校目標を共有し、児童生徒の9年間の成長を見据えながら、発達段階や個に応じた教育を行うことを目標としています。

これまでに、「島田市立小学校及び中学校の在り方検討委員会」

「島田市教育環境適正化検討委員会」提言書に基づき、子供の教育環境の適正化に努めてきました。

小中一貫教育を推進するために、旧市内（第一小、第二小、第三小第四小、第五小、第一中、第二中）の学区を長期的な視点を持って慎重に検討していきます。

<質問>

(2) 報償費27万4,000円の内容は何か。

<答弁>

報償費27万4千円の内容は、「小中一貫教育の実現」を図るために設置する「教育環境の適正化を図るための検討委員会」に係る委員報酬です。令和5年度は4回の委員会を予定しております。

3. 8番 山本孝夫議員

○歳出10款（予算書149・150ページ、概要書199・200ページ）

6項1目 保健体育総務費中、姉妹都市スポーツ少年団交流事業について

<質問>

(1) この交流事業の令和5年度の活動計画を伺う。

<答弁>

本事業は、島田市スポーツ協会が富山県氷見市スポーツ協会等と連携して実施する事業に対する交付金で、直近の令和2年度から4年度までの3年間はコロナ等で中止されていた事業を、令和5年度は氷見市を会場に実施する事業に対する交付事業です。

なお、現段階では実施時期等の具体的な事業計画は示されていませんが、今後、島

田市スポーツ協会と氷見市スポーツ協会等で調整した中で具体化されてくるものと思われます。

6. 19番 大 村 泰 史 議員

○歳出10款 (説明書145・146ページ、概要書193・194ページ)

5項5目 図書館費中、金谷図書館管理運営経費について

<質問>

(1) 金谷図書館管理運営経費の増額理由を伺う。

<答弁>

主な理由は令和5年度から金谷公民館が指定管理による管理施設となつたことにより、令和4年度まで歳出10款5項4目公民館費で支出していた光熱水費について、金谷図書館管理運営経費より支払うこととなつたため増額したものです。

<質問>

(2) 同一建物のみんくる内で、直営と民間との混合体制となるが、維持管理面での経費等の考え方について伺う。

<答弁>

施設全体の光熱水費については、図書館費で支払い、その後、指定管理者分については指定管理者から市へ支払われます。

それ以外の維持管理経費では、今まで金谷公民館と共同で使用していた通信機器を金谷図書館で使用するため金谷図書館管理運営経費で支出します。光熱水費、通信運搬費を除いた維持管理経費については、図書館への負担はなく、今までと変更ありません。

○歳出10款 (説明書149・150ページ、概要書201・202ページ)

6項2目体育施設費中、金谷体育センター管理運営経費について

<質問>

(1) 金谷体育センター管理運営経費の内容について伺う。

<答弁>

計上してあります456,000円につきましては、火災保険料(104,000円)とLED照明サービス委託料(352,000円)です。

○歳出10款 (説明書149・150ページ、概要書201・202ページ)

6項2目体育施設費中、照明施設改修事業について

<質問>

(1) 新規事業としているが、その経緯について伺う。

<答弁>

ナイター施設に使用されている水銀灯ランプは、既に製造が終了しており、それに

代わるメタルハライドランプ等につきましても近々に製造が終了する可能性が高いとのことです。

このため、照明器具が故障した際に修理等が厳しくなってくることから、今回、現状の調査、改修する場合の概算事業費や改修手法などを提案していただく委託を発注しようとするものです。

〈質問〉

(2) 令和5年度対象となる社会教育体育施設はどこか、その事業概要を伺う。

〈答弁〉

対象となる施設は、LED化が完了していない小中学校に設置してあるナイトー施設、島田球場、人口芝サッカー場、中央公園庭球場や阿知ヶ谷グランドなどの社会体育施設のスポーツ振興課で管理する屋外のナイトー施設の合計16施設を予定しています。

事 務 事 業 報 告



事務事業の概要

教育総務課

実施(2月22日～3月28日)

月 日	曜 日	事 項	場 所
2月22日	水	第2回教育委員会定例会	プラザおおるり
3月1日	水	島田市立小学校跡地利活用事業 優先交渉権者の公表(伊太小、伊久美小)	
		第1回教育委員会臨時会	プラザおおるり
		屋内運動場耐震補強工事完成検査	伊太小
3月8日	水	屋内運動場耐震補強工事監理業務委託完成 検査	伊太小
		電話設備改修工事完成検査	六合東小
3月16日	木	第2回教育委員会臨時会	プラザおおるり
3月20日	月	校舎等改築工事出来高検査(建築工事・電 気設備工事・機械設備工事/第1期)	第一小
		校舎等改築工事監理業務委託出来高検査(第1期)	第一小
3月22日	水	第3回総合教育会議	市役所本庁舎
3月27日	月	高圧ケーブル等取替工事完成検査	金谷中
		グラウンド周辺フェンス改修工事完成検査	第二中

予定(3月29日～4月25日)

月 日	曜 日	事 項	場 所
3月29日	水	第3回教育委員会定例会	プラザおおるり
4月3日	月	教育委員会辞令交付式	プラザおおるり
4月5日	水	市町教育委員会教育長会	県庁(静岡市)
4月10日	月	静西市町教育委員会教育長連絡協議会	掛川市

事務事業の概要

学校教育課

実施(2月22日～3月28日)

月 日	曜 日	事 項	場 所
2月25日	土	サタデーオープンスクール⑯ (参加者: 21人)	伊久美地区
		合同部活動練習(女子バレーボール)	初倉中
3月2日～ 3月3日	木 金	公立高校一般選抜	
3月3日	金	地域探究学習が始まる	第二中
3月4日	土	サタデーオープンスクール⑰ (参加者: 18人)	伊久美地区
3月11日	土	サタデーオープンスクール⑱※今年度最後 (参加者: 20人)	伊久美地区
		合同部活動練習(女子バレーボール)	初倉中
3月14日	火	公立高校合格発表	
3月16日	木	卒業式(すべての小学校)	各校
		終了式(すべての中学校)	各校
3月17日	金	卒業式(すべての中学校)	各校
		終了式(すべての小学校)	各校
3月24日	金	辞令伝達式	プラザおおるり

予定(3月29日～4月25日)

月 日	曜 日	事 項	場 所
4月3日	月	辞令伝達式・初任者研修会	市役所会議棟
4月6日	木	入学式(川根中)	各校
		始業式(大津小、伊太小、相賀小、神座小、伊久美小、第一中、第二中、金谷中、川根中)	各校
4月7日	金	入学式(第二小、第三小、六合小、大津小、伊太小、相賀小、神座小、伊久美小、川根小、第一中、第二中、六合中、初倉中、金谷中)	各校
		始業式(第一小、第二小、第三小、第四小、六合小、初倉小、第五小、初倉南小、六合東小、金谷小、五和小、川根小、六合中、初倉中)	各校
4月10日	月	入学式(第一小、第四小、初倉小、第五小、初倉南小、六合東小、金谷小、五和小)	各校

事務事業の概要

学校給食課

実施（2月22日～3月28日）

月 日	曜日	事 項	場 所
12月12日～ 2月28日	月 火	アレルギー対応三者面談（保護者・学校・給食センター） (対象者：43人)	市立小中学校
3月3日	金	島田市学校給食地産地消推進連絡会 島田市地産地消推進連絡会 (参加者：29人)	中部学校給食センター
3月9日	木	物資選定会（5月分）	中部学校給食センター
3月15日	水	令和4年度学校給食最終日	中部学校給食センター 南部学校給食センター
3月20日	月	献立会議（6月分）	中部学校給食センター
3月28日	火	第3回島田市立学校給食センター運営委員会	中部学校給食センター

予定（3月29日～4月25日）

月 日	曜日	事 項	場 所
4月6日	木	物資選定会（6月分）	中部学校給食センター
4月10日	月	中部学校給食センター職員衛生研修会	中部学校給食センター
4月11日	火	令和5年度学校給食開始日	中部学校給食センター 南部学校給食センター
4月14日	金	薬剤師衛生点検	中部学校給食センター 南部学校給食センター
4月18日	火	給食主任者会 献立会議（7月分）	中部学校給食センター

事務事業の概要

社会教育課

実施(2月22日～3月28日)

月 日	曜 日	事 項	場 所
2月22日	木	第10回中央高齢者学級・中央市民学級 閉級式・講座 「住み慣れた地域で暮らし続けるために」 (参加者: 15人)	しまだ楽習センター
		親学講座(新一年生の保護者対象) 川根小学校(2/22) (参加者: 11人)	川根小学校
		六合東小学校(2/27) (参加者: 61人)	六合東小学校
		初倉南小学校 はつくら寺子屋閉級式 (参加者: 28人)	初倉南小学校
		第7回 社会教育委員の会議 (出席者: 8人)	
2月24日	金	金谷公民館 高齢者(もみじ)学級 「大河ドラマ館と秋野不矩美術館巡り」 (参加者: 16人)	浜松市
2月25日	土	六合公民館 社会教育講座 「六合子どもチャレンジクラブ閉講式」 (月1回、全8回) (参加者: 95人)	六合公民館
		小・中学生を持つ親の講座「思春期の子どもとのコミュニケーション」 (受講者: 32人)	プラザおおるり
		金谷公民館 おやじの井戸端講座 「ちょい自慢!おやじの料理づくり」 (受講者: 9人)	夢づくり会館
		伊久身農村環境改善センター社会教育講座 「歴史講座」 (受講者: 13人)	伊久身農村環境改善センター
		金谷公民館 新春コンサート (参加者: 100人)	金谷公民館
2月26日	日	六合公民館 社会教育講座 「コーヒー焙煎講座」 (参加者: 12人)	六合公民館
2月28日	火	初倉公民館 スマートフォン講座 「LINE使い方講座」 ※DX推進課共催事業 (受講者: 14人)	初倉公民館

月 日	曜日	事 項	場 所
2月28日	火	北部ふれあいセンター 高齢者学級（ほほえみ学級）「移動学習&閉級式」 (受講者：22人)	北部ふれあいセンター
3月1日	水	六合公民館 第2回公民館運営審議会 (出席者：7人)	六合公民館
		金谷公民館 中学生講座 「スイ・水・数学⑯」 ※⑰3/8、⑱3/15、⑲3/22 (参加者： ⑳0人、㉑0人、㉒0人、㉓0人)	金谷公民館
3月2日	木	家庭教育学級閉講式 3/2 第三小学校 (参加者：27人) 3/3 伊久美小学校 (参加者：20人) 伊太小学校 (参加者：7人)	第三小学校 伊久美小学校 伊太小学校
		初倉公民館 スマートフォン講座 「インターネット活用講座」 ※DX推進課共催事業 (受講者：8人)	初倉公民館
		初倉公民館 高齢者学級 講座・閉級式 「歌謡コンサート」 (受講者：62人)	初倉公民館
		伊久身農村環境改善センター自主講座 「クラフトバッグづくり」(受講者：2人)	伊久身農村環境改善センター
3月4日～ 3月5日	土 日	生涯学習大会フェスタしまだ2023！ (参加者：約1,000人)	プラザおおるり
3月5日	日	青年ボランティア講座 第11回活動 「フェスタしまだの人気イベントをやろう！」 (参加者：5人)	プラザおおるり
		金谷公民館 金谷公民館利用者による清掃 奉仕作業 (参加者：32人)	金谷公民館
3月7日	火	北部ふれあいセンター 社会教育講座 「子育て広場北部ふれあいセンター」 (参加者：7人)	北部ふれあいセンター
		社会教育施設 事務担当者会議 (出席者：8人)	市役所会議棟
		ペアレントサポート一定例会⑦ (出席者：5人)	市役所会議棟
3月9日	木	子育て広場「ぐう・ちょき・ぱあ」 (参加者：25組50人)	第一中学校

月 日	曜 日	事 項	場 所
3月9日	木	六合公民館 社会教育講座（全8回） 「男の料理教室（第8回）」 (参加者：13人)	六合公民館
		川根地区センター 市民学級 「料理講座」(受講者：8人)	川根文化センター チャリム21
3月10日	金	六合公民館 高齢者学級 閉級式 (参加者：61人)	六合公民館
3月11日	土	幼児・児童を持つ親の講座 「スマホのある子育てを考えよう」 (受講者：17人)	プラザおおるり
3月11日～ 3月12日	土 日	金谷宿大学成果発表会 (参加者：約1,000人)	夢づくり会館
3月12日	日	金谷宿大学30周年記念行事 (参加者：100人)	夢づくり会館
		六合公民館 調理実習室利用者会議 (利用説明会及び清掃活動) (出席者：12人)	六合公民館
3月14日	火	初倉公民館 市民学級 屋外研修・閉級式 (受講者：19人)	鎌倉方面
3月16日	木	六合公民館 市民学級 閉級式 (参加者：34人)	六合公民館
		金谷公民館 高齢者学級・市民学級 閉級式 (参加者：52人)	金谷公民館
3月22日	水	初倉公民館 第2回運営審議会 (出席者：5人)	初倉公民館
		大津農村環境改善センター 高齢者学級 閉級式・定例会「フルート演奏鑑賞」 (参加者：25人)	大津農村環境改善 センター
		伊久自身農村環境改善センター 社会教育講座 「春休み科学教室～ちいさな理科館～行こう」 (受講者：1人)	ちいさな理科館 (吉田町)
3月23日	木	島田市放課後子供教室推進事業運営委員会 (出席者：人)	初倉公民館
		初倉公民館 スマートフォン講座 「アプリ活用講座」 ※DX推進課共催事業 (受講者：13人)	初倉公民館

月 日	曜日	事 項	場 所
3月23日	木	川根地区センター すこやか学級 「グランドゴルフを楽しもう」、閉級式 (出席者: 11人)	川根身成G
3月26日	日	金谷公民館 みんくる春がきた!コンサート (参加者: 80人)	金谷公民館
3月28日	火	金谷公民館 春休み子ども科学マジック教室 (受講者: 10人)	ちいさな理科館 (吉田町)
		伊久身農村環境改善センター社会教育講座 「春休み科学教室」 (受講者: 9人)	ちいさな理科館 (吉田町)

予 定 (3月29日～4月25日)

月 日	曜日	事 項	場 所
3月29日	木	川根地区センター 里山ウォーキング 「鶴山森林公园に行ってみよう」 (参加予定: 20人)	川根町家山地内
4月10日	月	家庭教育推進グループ定例会 (出席予定: 12人)	市役所会議棟
4月11日	火	第1回ペアレントサポート一定例会 (出席予定: 14人)	プラザおおるり
4月12日	水	川根地区センター 市民学級 「開級式」 (参加予定: 15人)	川根地区センター
4月13日	木	青少年育成支援センター学区会 (川根中学校区 出席予定: 16人)	川根地区センター
		子育て広場「ぐう・ちょき・ぱあ」 (参加予定: 20組40人)	第一中学校
4月14日	金	第1回家庭教育学級担当者合同会議 (出席予定: 70人)	プラザおおるり
		伊久身農村環境改善センター 高齢者学級 「リアル野球盤」※やまびこクラブ主催 (参加予定: 25人)	伊久身農村環境改善センター
		青少年育成支援センター学区会 (金谷中学校区 出席予定: 31人)	金谷公民館
4月18日	火	大津高齢者学級 開級式・定例会 (参加予定: 25人)	大津農村環境改善センター
		青少年育成支援センター学区会 (初倉中学校区 出席予定: 27人)	初倉公民館

月 日	曜日	事 項	場 所
4月20日	木	青少年育成支援センター学区会 (第一中学校区、出席予定：29人)	第一中学校
		第1回地域学校協働本部運営委員会 (出席予定：25人)	第一中学校
4月21日	金	青少年育成支援センター学区会 (第二中学校区 出席予定：35人)	第四小学校

事務事業の概要

スポーツ振興課

実施(2月22日～3月28日)

月 日	曜 日	事 項	場 所
2月22日	水	ジュニアスポーツクラブ事業指導者会議 (参加者: 3人)	市役所会議棟
2月24日	金	スポーツ推進委員2月定例会 (参加者: 28人)	市役所会議棟
2月25日	土	志太地区スポーツ推進委員連絡協議会交流会・理事会 (参加者: 75人)	ローズアリーナ
3月2日	木	トランポウォーク教室 ※毎週木曜 全5回 (参加者: 13人)	金谷体育センター
3月7日	火	第1回みんなで歩こうトランポウォーク実行委員会 (参加者: 11人)	市役所会議棟
3月9日	木	トランポウォーク教室 ※毎週木曜 全5回 (参加者: 17人)	金谷体育センター
2月9日～ 3月10日	木 金	第2次島田市スポーツ振興推進計画に係るパブリックコメント募集	
3月15日	水	島田市スポーツ賞表彰式 (受賞者: 188人)	プラザおおるり
3月16日	木	トランポウォーク教室 ※毎週木曜 全5回 (参加者: 13人)	金谷体育センター
3月22日	水	令和4年度 第2回 スポーツ振興協議会 (参加者: 12人)	プラザおおるり
		スポーツ推進委員3月定例会 (参加者: 28人)	プラザおおるり
3月23日	木	トランポウォーク教室 ※毎週木曜 全5回 (参加者: 7人)	金谷体育センター

予 定 (3月29日～4月25日)

月 日	曜 日	事 項	場 所
4月11日	火	スポーツ推進委員 4月定例会 (参加予定：31人)	プラザおおるり
4月13日	木	志太地区スポーツ推進委員連絡協議会 第1回理事会・専門部会 (参加予定：18人)	プラザおおるり
4月14日	金	スポーツ推進委員 新人研修会 (参加予定：10人)	プラザおおるり
4月18日	火	男のトランポウォーク教室 ※毎週火曜 全3回 (参加予定：20人)	ローズアリーナ
4月19日	水	スポーツ推進委員 ストレッチ講習会 (参加予定：31人)	ローズアリーナ
4月20日	木	静岡県スポーツ推進委員連絡協議会 地区別委員長・担当者会議 (参加予定：3人)	静岡市
4月25日	火	男のトランポウォーク教室 ※毎週火曜 全3回 (参加予定：20人)	ローズアリーナ

事務事業の概要

図書館課

実施(2月22日～3月28日)

月・日	曜日	事項	場所
1月17日～ 3月5日	火 日	本の帯まつり作品展示	島田図書館
1月26日～ 3月3日	木 金	「科学道100冊2022」展示	島田図書館
1月27日～ 2月28日	金 火	「富士山の日協賛」富士山関連資料の展示	金谷図書館
2月1日～ 2月28日	水 火	特集コーナー設置 一般：「2月28日はエッセイ記念日」 児童：「寒い冬」	島田図書館
		「多文化共生」関連本の展示	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「富士山」 児童：「節分・鬼・冬のえほん」 「バレンタイン」 「ほっこりあたたまる本」 「お茶のとも」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「背すじをピン！」 児童：「せつぶん（まめまき・おに）」	川根図書館
		展示コーナー 「川根児童館ってこんなところ！」	金谷図書館
		「アート・プラット／大井川」アート特集 展示	島田図書館 金谷図書館 川根図書館
2月24日	金	NPOもみの木学級おはなし会 (参加者：7人)	金谷図書館
2月25日	土	本・雑誌の無料配布 (参加者：338人)	プラザおおるり
		川根図書館講座（楽しい理科教室） (参加者：13人)	川根小学校
2月26日	日	雑誌の無料配布 (参加者：65人)	金谷図書館
2月28日	火	第4回市立図書館協議会	市役所会議棟

月 日	曜 日	事 項	場 所
3月1日	水	あかちゃんタイム	島田図書館 金谷図書館 川根図書館
3月1日～ 3月31日	水 金	特集コーナー設置 一般：「もしも〇〇だったら？」 児童：「卒業、入学」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「入園・入学準備」 児童：「春・おひなさま」 「元気な生活1・2・3」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「うれしいお弁当」 児童：「ずっとともだち」	川根図書館
3月7日	火	ブックスタート (参加者：30人)	保健福祉センター
3月9日～ 3月31日	木 金	展示コーナー 「写団茶の実会員の習作展」	金谷図書館
3月14日	火	ブックスタート (参加者：25人)	保健福祉センター

予 定 (3月29日～4月25日)

月 日	曜 日	事 項	場 所
3月1日～ 3月31日	水 金	特集コーナー設置 一般：「もしも〇〇だったら？」 児童：「卒業、入学」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「入園・入学準備」 児童：「春・おひなさま」 「元気な生活1・2・3」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「うれしいお弁当」 児童：「ずっとともだち」	川根図書館
3月9日～ 3月31日	木 金	展示コーナー 「写団茶の実会員の習作展」	金谷図書館
4月1日～ 4月30日	土 日	特集コーナー設置 一般：「演芸・園芸」 児童：「おはなみ（花・サクラ・菜の花・ お弁当）」	島田図書館

月 日	曜 日	事 項	場 所
4月1日～ 4月30日	土 日	特集コーナー設置 一般：「お茶・茶まつり」 「発達障害啓発週間」 児童：「おでかけ！しよう」 「ふしぎふしぎふしぎな世界」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「山の恩恵に感謝」 児童：「春をみつけたよ！（さくら・なの はな）」 「きもちをつたえよう「あいさつ」 の本」	川根図書館
4月2日～ 4月25日	日 火	展示コーナー 「吊るし飾りとちりめん細工」	金谷図書館
4月5日	水	あかちゃんタイム	島田図書館 金谷図書館 川根図書館
4月11日	火	ブックスタート	保健福祉センター
4月14日	金	高齢者おはなし会 (参加予定：10人)	川根図書館
4月18日	火	ブックスタート	保健福祉センター
4月18日～ 5月14日	火 日	「こどもの読書週間」展示 有名人が関わった絵本	島田図書館
		「こどもの読書週間」展示 世界を旅する	金谷図書館
		「こどもの読書週間」展示 どんなひみつがあるのかな？「ひみつ」の 本	川根図書館
4月19日	水	おはなし宅配便 (参加予定：54人)	五和保育園
4月21日	金	もみの木学級おはなし会 (参加予定：10人)	金谷図書館
4月22日～ 5月14日	土 日	「こどもの読書週間」関連行事 クローバーカード	金谷図書館



連 携 報 告



令和5年3月報告分の事務事業について

実施(2月22日～3月28日)

月 日	曜 日	事 項	場 所
2月23日	木	おおるりホールで音楽を聴こう (来場者: 7枠19人)	プラザおおるり
		だれでもロビーコンサート (来場者: 20人)	
3月11日	土	プラザおおるり体操教室発表会 (出演者・来場者: 302人)	プラザおおるり
3月18日	土	音楽の絵本「ダブルクインテット」 (来場者: 59人)	プラザおおるり
3月21日	火	2台のピアノDAY (来場者: 8人)	プラザおおるり
		だれでもロビーコンサート (来場者: 10人)	
3月20日～ 3月30日	月 木	第42期島田市学生親善使節 リッチモンド派遣 (参加学生: 8人)	米国カリフォルニア 州リッチモンド市

予定(3月29日～4月25日)

月 日	曜 日	事 項	場 所
4月2日	日	こどもまつり	川根文化センター
4月8日～ 4月9日	土	ベーゼンドルファーを弾こう	プラザおおるり
	日		
4月15日～ 4月16日	土	ベーゼンドルファーを弾こう	川根文化センター
	日		
4月22日	土	おおるりホールで音楽を聴こう	プラザおおるり
4月22日～ 4月23日	土	ベーゼンドルファーを弾こう	川根文化センター
	日		

(報告事項)

文化振興課

令和5年度プラザおおるり施設改修事業について

令和5年度プラザおおるり施設改修事業について、別添のとおり報告します。

令和5年3月報告分の事務事業について

実施(2月22日～3月28日)

月 日	曜 日	事 項	場 所
12月17日～ 3月26日	土 日	収蔵品展 海野光弘「遊び心 ころころ」	博物館分館
1月14日～ 3月19日	土 日	第90回企画展 「たゆたう刃文 きらめく沸」	博物館本館
2月23日	木	富士山の日協賛 博物館無料開放日	博物館本館・分館 川越街道
2月25日	土	第90回企画展関連イベント 水鷗流居合剣法演武 (参加者: 119人)	博物館分館
2月26日	日	おもちゃ病院しまだ (参加者: 18人)	博物館本館
3月 1日	水	文化財保護審議会 (参加者: 6人)	博物館本館
3月 4日	土	第90回企画展関連イベント 刀剣相談会 (参加者: 33人)	博物館本館
3月11日	土	分館ギャラリートーク (参加者: 20人)	博物館分館
3月12日	日	しまはくワークショップわくわくアトリエ 「いろんなドットから絵をかこう」	博物館本館
3月25日～ 4月 2日	土 日	牧之原公園カタクリ園開園	牧之原公園
3月26日	日	おもちゃ病院しまだ (参加者: 18)	博物館本館
3月27日	月	島田市大井川川越遺跡跡整備委員会 (参加者: 7)	博物館本館

予 定 (3月29日～4月25日)

月 日	曜 日	事 項	場 所
3月25日～ 4月 2日	土 日	牧之原公園カタクリ園開園	牧之原公園
4月 1日～ 6月18日	土 日	収蔵品展 めし茶碗の彩り—むかし人の愛した文様—	博物館本館
4月 1日～ 6月11日	土 日	収蔵品展 海野光弘 「あなた」と「私」ふたり展	博物館分館
4月 2日	日	ちょっと昔のおもしろ体験+版画刷り体験 (参加予定：15人)	博物館分館
4月16日	日	わくわくアトリエ (参加予定：30人)	博物館本館
4月23日	日	おもちゃ病院しまだ (参加予定：15人)	博物館本館

島田市教育委員会定例会議案



議案第6号

令和5年度島田市教育の施策の大要について

令和5年度島田市教育の施策の大要を別冊のとおり定める。

令和5年3月29日提出

島田市教育委員会教育長 山 中 史 章

議案第7号

島田市教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

島田市教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月29日提出

島田市教育委員会教育長 山中史章

島田市教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

島田市教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成17年島田市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

本則中「島田市個人情報保護条例（平成17年島田市条例第16号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び島田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年島田市条例第●号）」に、「島田市個人情報保護条例施行規則（平成17年島田市規則第10号）」を「島田市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年島田市規則第●号）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

例規名 島田市教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則

文 章 表

新行	1行	文
新行	1行	文
島田市教育委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護の法律等に関する規則（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び島田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年島田市条例第●号）の施行については、島田市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年島田市規則第●号）の例による。		

新行	1行	文
新行	1行	文
島田市教育委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する規則（平成17年島田市条例第16号）の施行については、島田市個人情報保護条例施行規則（平成17年島田市規則第10号）の例による。		

島田市特認校制度要綱の制定について

島田市特認校制度要綱を次のように定める。

令和5年3月29日提出

島田市教育委員会教育長 山 中 史 章

島田市特認校制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然環境を生かした特色ある教育活動を行う小学校について、当該小学校の通学区域（島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める島田市立の小学校の通学区域をいう。以下同じ。）外からの就学を認める制度（以下「特認校制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施小学校及び対象学年)

第2条 特認校制度による就学を認める小学校（以下「特認校」という。）は、島田市立大津小学校とする。

2 特認校制度の対象となる学年は、全ての学年とする。

(就学できる児童の数)

第3条 特認校制度により新たに就学できる児童の数は、教育委員会が当該特認校に在籍する児童の数を勘案し、毎年度定める。

(就学の時期及び期間)

第4条 特認校に就学する時期は、原則として4月1日とする。

2 特認校制度により就学する児童は、小学校を卒業するまでの間、当該特認校に就学するものとする。ただし、教育委員会がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(就学の要件)

第5条 特認校制度による就学を認める児童は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 児童及び保護者が市内に住所を有すること。

(2) 保護者が児童を安全な交通手段により特認校へ通学させることができること。

(就学の申請)

第6条 特認校への就学を希望する児童の保護者は、教育委員会が別に定める日までに、特認校就学承認申請書（様式第1号）により、教育委員会に申請しなければならない。

(審査及び通知)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査し、特認校への就学を承認する場合には、特認校就学承認通知書（様式第2

号)により当該申請をした者に通知するとともに、特認校就学通知書(様式第3号)により当該特認校の校長及び当該児童の住所地を通学区域とする小学校の校長に通知するものとする。

2 教育委員会は、特認校への就学を承認しない場合には、特認校就学不承認通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、特認校制度の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公示の日から施行する。

(準備行為)

2 第6条の規定による特認校への就学の申請及び第7条の規定による特認校への就学の承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この告示の施行前においても、第2条から第7条までの規定の例により行うことができる。

様式第1号（第6条関係）

特認校就学承認申請書

年 月 日

島田市教育委員会

住 所

保護者 氏 名

電話番号

特認校へ就学したいので、次のとおり申請します。

児童	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所所		保護者との続柄	
住所地を通学区域とする小学校				
就学希望小学校	島田市立大津小学校 第 学年			
就学希望期間	年 月 日から 年 月 日まで			
申請の理由				
通学の交通手段				

様式第2号(第7条関係)

特認校就学承認通知書

第 年 月 号 日

様

島田市教育委員会

印

年 月 日付けで申請のあった特認校への就学について、次のとおり承認したので通知します。

児童	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所			
	住所地を通学区域とする小学校			
就学承認小学校	島田市立大津小学校	第 学年		
就学承認期間	年 月 日から	年 月 日まで		

様式第3号(第7条関係)

特認校就学通知書

第 年 月 日
号

(小学校長)

島田市教育委員会

印

次の児童の特認校への就学を承認したので、次のとおり通知します。

児童	ふりがな		生年月日	年月日
	氏名			
	住所		保護者との続柄	
保護者	住所地を通学区域とする小学校			
	氏名			
就学承認期間	住 所	電話番号		
	就学承認小学校	島田市立大津小学校 第 学年		
	年 月 日から	年 月 日まで		

様式第4号(第7条関係)

特認校就学不承認通知書

第 年 月 日
号

様

島田市教育委員会

印

年 月 日付けで申請のあった特認校への就学について、次のとおり承認しないので通知します。

児童	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名			
住 所				
就学不承認小学校	島田市立大津小学校 第 学年			
不承認の理由				

議案第9号

島田市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について

島田市就学支援委員会規則（平成17年5月5日教育委員会規則第13号）第3条第2項の規定に基づき、島田市就学支援委員会の委員を次のとおり委嘱又は任命する。

令和5年3月29日提出

島田市教育委員会教育長 山 中 史 章

1 委嘱又は任命年月日 令和5年4月1日

2 任 期 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 委嘱又は任命する者の氏名等

	氏 名	住 所	摘要
再	なす ひろさと 那須 裕郷	島田市野田	島田市総合医療センター 小児科主任医長 8期目
	未定	藤枝市前島	静岡県立藤枝特別支援学校
	未定	榛原郡吉田町片岡	静岡県立吉田特別支援学校
再	わらしな ともゆき 藁科 知行	島田市福用	駿遠学園 園長 19期目
新	すぎもと さおり 杉本 さおり	島田市落合	島田市こども発達支援センター 主任
新	すずき ちあき 鈴木 千晶	島田市中央町	島田市子育て応援課 公認心理師
	未定	島田市中河町	島田市健康づくり課
	未定	未定	島田市校長会
	未定	未定	島田市教頭会
	未定	市内各校	小中学校就学支援担当教諭 (10名程度)

4 選任事由 任期満了による。

令和5年度島田市学校給食費の額について

令和5年度島田市学校給食費の額を次のとおり定める。

令和5年3月29日提出

島田市教育委員会教育長 山 中 史 章

1 島田市立小学校の学校給食費

- (1) 児童 1食単価274円（月額4,558円で11か月徴収）
- (2) 教職員 1食単価274円（月額4,558円で11か月徴収）

*令和4年度と同額

2 島田市立中学校の学校給食費

- (1) 生徒 1食単価327円（月額5,440円で11か月徴収）
- (2) 教職員 1食単価327円（月額5,440円で11か月徴収）

*令和4年度と同額

3 学校給食センター職員の学校給食費

- 1食単価274円（月額4,558円で11か月徴収）

*令和4年度と同額

島田市立公民館条例施行規則及び島田市金谷体育センター条例施行規則
の一部を改正する規則の制定について

島田市立公民館条例施行規則及び島田市金谷体育センター条例施行規則の一部を改
正する規則を次のとおり制定する。

令和5年3月29日提出

島田市教育委員会教育長 山 中 史 章

島田市立公民館条例施行規則及び島田市金谷体育センター条例施行規則
の一部を改正する規則

(島田市立公民館条例施行規則の一部改正)

第1条 島田市立公民館条例施行規則（平成17年島田市教育委員会規則第20号）の一
部を次のように改正する。

第2条中「公民館」という。)」の次に「(条例第14条に規定する指定管理者が管
理する公民館を除く。次条から第7条までにおいて同じ。)」を加える。

第14条を第22条とし、第13条を第21条とし、第12条を第20条とする。

第11条第1項中「第15条」を「第30条」に改め、同条を第19条とする。

第10条第2項中「使用者」の次に「及び金谷公民館の利用の許可を受けた者」を
加え、同項第1号中「使用の許可」を「使用又は利用の許可」に、「使用しない」
を「使用し、又は利用しない」に改め、同条を第18条とし、第9条の次に次の8条
を加える。

(公募の方法)

第10条 教育委員会は、条例第14条第2項の規定により島田市立金谷公民館（以下
「金谷公民館」という。)の指定管理者を公募するに当たっては、あらかじめ次に
掲げる事項を島田市公告式条例（平成17年島田市条例第3号）に規定する掲示場
に掲示し、並びに市の広報紙及びホームページに掲載するものとする。

- (1) 金谷公民館の名称及び位置
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定の期間
- (4) 申請の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(申請に関する書類)

第11条 条例第16条の申請書及び事業計画書の様式は、次のとおりとする。

- (1) 申請書 金谷公民館指定管理者指定申請書（様式第7号）
- (2) 事業計画書 金谷公民館事業計画書（様式第8号）

2 条例第16条の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 金谷公民館の管理に関する業務の収支予算書

- (2) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）の定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度において事業の実績がある場合は、その事業報告書及び収支計算書
- (4) 設立の趣旨、事業の内容その他法人等の概要が分かる書類
- (5) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要とする書類
(特例により選定される候補者)

第12条 条例第18条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人等とする。

- (1) 市税（延納又は納税猶予に係る税額を除く。）を完納していること（市税を課されている場合に限る。）。
- (2) 1年以上継続して当該法人等の事業活動を行っていること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める要件を満たすものであること。
(指定の通知)

第13条 教育委員会は、指定管理者を指定するときは、金谷公民館指定管理者指定書（様式第9号）により指定する法人等に通知する。

(指定の取消し)

第14条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消すときは、金谷公民館指定管理者指定取消通知書（様式第10号）により当該法人等に通知する。

(協定の締結)

第15条 指定管理者は、教育委員会と金谷公民館の管理に関する協定を締結しなければならない。ただし、金谷公民館の整備並びに管理及び運営について、条例第19条の規定により民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された民間事業者を指定管理者として指定するときは、この限りでない。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定める。

- (1) 指定期間にに関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料に関する事項
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する事項
- (5) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 個人情報の保護に関する事項
- (7) 業務報告及び事業報告に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
(業務報告の徴収等)

第16条 教育委員会は、金谷公民館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し

て、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は臨時に報告を求める、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第17条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、金谷公民館の管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 金谷公民館の利用状況（利用件数、利用者数、利用を不許可とした件数及びその理由等）
- (3) 利用料収入の実績
- (4) 管理経費等の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項

様式第1号中

「

電話番号

六合

次のとおり 初倉 公民館を使用したいので、申し込みます。

金谷

使用目的	
------	--

「
を
」

電話番号

次のとおり市立公民館を使用したいので、申し込みます。

	使用目的	
--	------	--

に、

」

初倉公民館	1 多目的ホール	2 控室
	3 第1集会室	4 第2集会室
	5 第3集会室	6 第4集会室
	7 第5集会室	8 和室1
	9 和室2	10 調理実習室
	1 集会室1	2 集会室2
	3 集会室3	4 会議室1
	5 会議室2	6 会議室3
	7 会議室4	8 和室
	9 工作室	

を

初倉公民館	1 多目的ホール	2 控室
	3 第1集会室	4 第2集会室
	5 第3集会室	6 第4集会室
	7 第5集会室	8 和室1
	9 和室2	10 調理実習室

に改め

る。

様式第2号中

島田市教育委員会

六合

次のとおり 初倉 公民館の使用を許可します。
金谷

使用目的	
------	--

印

「

島田市教育委員会

を

次のとおり市立公民館の使用を許可します。

使 用 目 的

」

印

に、

」

初倉公民館	1 多目的ホール	2 控室
	3 第1集会室	4 第2集会室
	5 第3集会室	6 第4集会室
	7 第5集会室	8 和室1
	9 和室2	10 調理実習室
金谷公民館	1 集会室1	2 集会室2
	3 集会室3	4 会議室1
	5 会議室2	6 会議室3
	7 会議室4	8 和室
	9 工作室	

を

初倉公民館	1 多目的ホール	2 控室
	3 第1集会室	4 第2集会室
	5 第3集会室	6 第4集会室
	7 第5集会室	8 和室1
	9 和室2	10 調理実習室

に改め

る。

様式第3号中

「

電話番号

六合

年 月 日付けで許可を受けた 初倉 公民館の使用を次のとお
金谷

変更したいので、使用許可書を添えて申し込みます。

「 電話番号

りを

年 月 日付けで許可を受けた市立公民館の使用を次のと
したいので、使用許可書を添えて申し込みます。

」
おり変更

に、

初倉公民館	1 多目的ホール	2 控室	1 多目的ホール	2 控室
	3 第1集会室	4 第2集会室	3 第1集会室	4 第2集会室
	5 第3集会室	6 第4集会室	5 第3集会室	6 第4集会室
	7 第5集会室	8 和室1	7 第5集会室	8 和室1
	9 和室2	10 調理実習室	9 和室2	10 調理実習室
	1 集会室1	2 集会室2	1 集会室1	2 集会室2
	3 集会室3	4 会議室1	3 集会室3	4 会議室1
	5 会議室2	6 会議室3	5 会議室2	6 会議室3
	7 会議室4	8 和室	7 会議室4	8 和室
金谷公民館	9 工作室		9 工作室	

を

初倉公民館	1 多目的ホール	2 控室	1 多目的ホール	2 控室
	3 第1集会室	4 第2集会室	3 第1集会室	4 第2集会室
	5 第3集会室	6 第4集会室	5 第3集会室	6 第4集会室
	7 第5集会室	8 和室1	7 第5集会室	8 和室1
	9 和室2	10 調理実習室	9 和室2	10 調理実習室
	1 集会室1	2 集会室2	1 集会室1	2 集会室2
	3 集会室3	4 会議室1	3 集会室3	4 会議室1
	5 会議室2	6 会議室3	5 会議室2	6 会議室3
	7 会議室4	8 和室	7 会議室4	8 和室
金谷	9 工作室		9 工作室	

に改

める。

様式第4号中

「 島田市教育委員会

印

六合

年 月 日付けで申請のあった 初倉 公民館の使用の変更につ
金谷

て、次のとおり許可します。

「 島田市教育委員会

いを

年 月 日付けで申請のあった市立公民館の使用の変更に
次のとおり許可します。

印

に、
ついて、
」

初倉公民館	1	多目的ホール	2	控室
	3	第1集会室	4	第2集会室
	5	第3集会室	6	第4集会室
	7	第5集会室	8	和室1
	9	和室2	10	調理実習室
	1	集会室1	2	集会室2
	3	集会室3	4	会議室1
	5	会議室2	6	会議室3
	7	会議室4	8	和室
	9	工作室		

を

初倉公民館	1	多目的ホール	2	控室
	3	第1集会室	4	第2集会室
	5	第3集会室	6	第4集会室
	7	第5集会室	8	和室1
	9	和室2	10	調理実習室

に改める。

様式第5号中

「

電話番号

六合

年 月 日付けで許可を受けた 初倉 公民館の使用を取り消した
金谷

ので、使用許可書を添えて申し出ます。

使用日時	年	月	日	時	分から	時	分まで

い

を

年 月 日付けで許可を受けた市立公民館の使用を取り消
で、使用許可書を添えて申し出ます。

使用日時	年	月	日	時	分から	時	分

したいの に、

まで

初倉公民館	1 多目的ホール	2 指定室
	3 第1集会室	4 第2集会室
	5 第3集会室	6 第4集会室
	7 第5集会室	8 和室1
	9 和室2	10 調理実習室
	1 集会室1	2 集会室2
	3 集会室3	4 会議室1
	5 会議室2	6 会議室3
	7 会議室4	8 和室
金谷公民館		

を

初倉公民館	1 多目的ホール	2 指定室
	3 第1集会室	4 第2集会室
	5 第3集会室	6 第4集会室
	7 第5集会室	8 和室1
	9 和室2	10 調理実習室
	1 集会室1	2 集会室2
	3 集会室3	4 会議室1
	5 会議室2	6 会議室3
	7 会議室4	8 和室
金谷公民館		

に改め

る。

様式第6号中

「

電話番号

六合

次のとおり 初倉 公民館の使用料の減免を受けたいので、申請します。
金谷

減免を受け
ようとする
理由

「 電話番号

次のとおり市立公民館の使用料の減免を受けたいので、申請します
を

減免を受け
ようとする
理 由

。に、

初倉公民館	1 多目的ホール	2 控室
	3 第1集会室	4 第2集会室
	5 第3集会室	6 第4集会室
	7 第5集会室	8 和室1
	9 和室2	10 調理実習室

金谷公民館	1 集会室1	2 集会室2
	3 集会室3	4 会議室1
	5 会議室2	6 会議室3
	7 会議室4	8 和室
	9 工作室	

初倉公民館	1 多目的ホール	2 控室
	3 第1集会室	4 第2集会室
	5 第3集会室	6 第4集会室
	7 第5集会室	8 和室1
	9 和室2	10 調理実習室

め、同様式の次に次の4様式を加える。

金谷公民館指定管理者指定申請書

年 月 日

島田市教育委員会

所 在 地

名 称

代表者の氏名

印

電話番号

金谷公民館の指定管理者の指定を受けたいので、島田市立公民館条例第16条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

指定を受けよう とする期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	1 金谷公民館事業計画書 2 金谷公民館の管理に関する業務の収支予算書 3 法人その他の団体の定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類） 4 この申請書を提出する日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度において事業の実績がある場合はその事業報告書及び収支計算書 5 設立の趣旨、事業の内容その他法人等の概要が分かる書類 6 その他（ ）

様式第8号（第11条関係）

金谷公民館事業計画書

年 月 日

法人等の名称			
代表者の氏名		設立年月日	年 月 日
法人等の所在地			
電話番号		FAX番号	
現在運営している施設名	所 在 地	運 営 開 始 年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

1 管理運営を行うに当たっての経営方針

2 管理運営を行う意欲について

3 管理運営について

(1) 職員の配置等について

(2) 年間の自主事業について

(3) 利用者等の要望の把握について

(4) 苦情処理について

4 金谷公民館の利用率向上のための計画について

5 個人情報の保護の措置について

6 緊急時の対応について

(1) 防犯及び防災の体制について

(2) 災害発生時の対応について

(3) その他緊急時の対応について

7 その他特記すべき事項

金谷公民館指定管理者指定書

第 号
年 月 日

所在地
名 称
代表者の氏名 様

島田市教育委員会

印

島田市立公民館条例第17条の規定により、金谷公民館の指定管理者として、次のとおり指定します。

指定の期間	年 月 日から	年 月 日まで

金谷公民館指定管理者指定取消通知書

第 年 月 日 号

所在地
名 称
代表者の氏名 様

島田市教育委員会

印

次に掲げる理由により、金谷公民館の指定管理者の指定を取り消すので通知します。

取消しの理由	
取消しの日	年 月 日

(注) この処分に不服がある場合は、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

1 審査請求

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、島田市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、島田市を被告（訴訟において島田市を代表する者は島田市教育委員会となります。）として提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

(島田市金谷体育センター条例施行規則の一部改正)

第2条 島田市金谷体育センター条例施行規則（令和2年島田市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

- ・ 第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、センターの整備並びに管理及び運営について、条例第7条の2の規定により民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された民間事業者を指定管理者として指定するときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の島田市立公民館条例施行規則様式第1号による市立公民館使用申込書、様式第3号による市立公民館使用許可変更申込書及び様式第6号による市立公民館使用料減免申請書は、それぞれ同条の規定による改正後の島田市立公民館条例施行規則様式第1号による市立公民館使用申込書、様式第3号による市立公民館使用許可変更申込書及び様式第6号による市立公民館使用料減免申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際この規則による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

例規名 島田市立公民館条例施行規則及び島田市金谷体育センター条例施行規則

対 規 文

新行	1目	余文
○島田市立公民館条例施行規則（第1条関係） (開館時間)	1目	余文
第2条 島田市立公民館（以下「公民館」という。）の開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認める場合には、開館時間を変更することができる。	（特別設備の許可） 第9条 省略	
（公募の方法） 第9条 省略	（申請に要する書類） 第11条 条例第16条の申請書及び事業計画書の様式は、次のとおりとする。 (1) 申請書 金谷公民館指定管理者決定申請書（様式第7号） (2) 事業計画書 金谷公民館事業計画書（様式第8号）	（申請に要する書類） 第11条 条例第16条の申請書及び事業計画書の様式は、次のとおりとする。 (1) 申請書 金谷公民館指定管理者決定申請書（様式第7号） (2) 事業計画書 金谷公民館事業計画書（様式第8号）
（2）指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲 (3) 指定の期間 (4) 申請の方法 (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項	（2）指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲 (3) 指定の期間 (4) 申請の方法 (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項	（2）指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲 (3) 指定の期間 (4) 申請の方法 (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
（6）前各号に定めるものほか、教育委員会が必要とする書類 (特例により選定される候補者) 第12条 条例第18条第1項の規定で定めるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当	（6）前各号に定めるものほか、教育委員会が必要とする書類 (特例により選定される候補者) 第12条 条例第18条第1項の規定で定めるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当	（6）前各号に定めるものほか、教育委員会が必要とする書類 (特例により選定される候補者) 第12条 条例第18条第1項の規定で定めるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当

する法人等とする。

(1) 市税（延納又は納税猶予に係る税額を除く。）を完納していること（市税を課されていない場合に限る。）。

(2) 1年以上継続して当該法人等の事業活動を行っていること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める要件を満たすものであること。

（指定の通知）

第13条 教育委員会は、指定管理者を指定するときは、金谷公民館指定管理者指定書（様式第9号）により指定する法人等に通知する。

（指定の取消し）

第14条 教育委員会は、地方自治法（昭和24年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消すときは、金谷公民館指定管理者指定取消通知书（様式第10号）により当該法人等に通知する。

（協定の締結）

第15条 指定管理者は、教育委員会と金谷公民館の管理に関する協定を締結しなければならない。ただし、金谷公民館の整備並びに管理及び運営について、条例第19条の規定により民間資金等による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された民間事業者を指定管理者として指定するときは、この限りでない。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定める。

- (1) 指定期間にに関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料に関する事項
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する事項
- (5) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 個人情報の保護に関する事項
- (7) 索取報告及び事業報告に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 前各号に掲ぐるものほか、教育委員会が必要と認める事項（業務報告の徵収等）

第16条 教育委員会は、金谷公民館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務及び経理の状況に關し、定期に又は臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（事業報告書の作成及び提出）

第17条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、金谷公民館の管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

（1）管理業務の実施状況

（2）金谷公民館の利用状況（利用件数、利用者数、起算して30日以内に、当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

の理由等)

(3) 利用料収入の実績

(4) 管理経費等の収支状況

(5) 前各号に掲げるもののほか、指だ管理者による管理の実態を把握するためには必要な事項

(入館者等の遵守事項)

第18条 省略

2 使用者及び金谷公民館の利用の許可を受けた者は、前項各号に掲げる事項のかか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用又は利用の許可を受けていない施設を使用し、又は利用しないこと。

(2) 省略

(3) 省略

(審議会の会長等)

第19条 条例第30条に規定する公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長各1人を置く。

2

省略

(審議会の会議)

第20条 省略

(審議会の庶務)

第21条 省略

(その他)

第22条 省略

(入館者等の遵守事項)

第10条 省略

2 使用者は、前項各号に掲げる事項のかか、次に掲げる事項を守らなければならぬ。

- (1) 使用の許可を受けていない施設を使用しないこと。
- (2) 省略
- (3) 省略

(審議会の会長等)

第11条 条例第15条に規定する公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長各1人を置く。

2

省略

(審議会の会議)

第12条 省略

(審議会の庶務)

第13条 省略

(その他)

第14条 省略

市立公民館使用申込書

省略

電話番号

次のとおり市立公民館を使用したいので、申し込みます。

使用目的	初倉公民館									
	1 多目的ホール	2 控室	3 舞1集会室	4 第2集会室	5 第3集会室	6 第4集会室	7 第5集会室	8 和室1	9 和室2	10 調理室/習室

省略

省略

市立公民館使用申込書

省略

電話番号

次のとおり初倉公民館を使用したいので、申し込みます。
六倉公民館を使用したいので、申し込みます。
金谷

使用目的	初倉公民館									
	1 多目的ホール	2 控室	3 第1集会室	4 第2集会室	5 第3集会室	6 第4集会室	7 第5集会室	8 和室1	9 和室2	10 調理室/習室

省略

市立公民館使用許可書

省略

島田市教育委員会

印

次のとおり市立公民館の使用を許可します。

使用目的

使用区分	省略									
	1 多目的ホール	2 指室	3 第1集会室	4 第2集会室	5 第3集会室	6 第4集会室	7 第5集会室	8 和室1	9 和室2	10 調理室・習室
初倉公民館	9 和室2	10 調理室・習室								

省略

市立公民館使用許可書

省略

島田市教育委員会

印

次のとおり
六合
初倉
公民館の
使用を許可します。
金谷

使用目的

使用区分	省略									
	1 多目的ホール	2 指室	3 第1集会室	4 第2集会室	5 第3集会室	6 第4集会室	7 第5集会室	8 和室1	9 和室2	10 調理室・習室
初倉公民館	9 和室2	10 調理室・習室								
金谷公民館										

省略

省略

市立公民館使用許可変更申込書

省略

電話番号

年 月 日付けで許可を受けた市立公民館の使用を次のとおり変更
したいので、使用許可書を添えて申します。

変更の使用区分内 容	初倉公民館			金谷公民館		
	1 多目的ホール	2 控室	1 多目的ホール	2 控室	1 多目的ホール	2 控室
3 第1集会室	4 第2集会室	3 第1集会室	4 第2集会室	3 第1集会室	4 第2集会室	3 第1集会室
5 第3集会室	6 第4集会室	5 第3集会室	6 第4集会室	5 第3集会室	6 第4集会室	5 第3集会室
7 第5集会室	8 和室1	7 第5集会室	8 和室1	7 第5集会室	8 和室1	7 第5集会室
9 和室2	10 調理実習室	9 和室2	10 調理実習室	9 和室2	10 調理実習室	9 和室2

省略

省略

市立公民館使用許可変更申込書

島田市教育委員会

省略

電話番号

年 月 日付けで許可を受けた初倉公民館の使用を次のとおり変更
したいので、使用許可書を添えて申します。

初倉公民館の使用区分内 容

金谷公民館の使用区分内 容

変更の使用区分内 容	初倉公民館			金谷公民館		
	1 多目的ホール	2 控室	1 多目的ホール	2 控室	1 多目的ホール	2 控室
3 第1集会室	4 第2集会室	3 第1集会室	4 第2集会室	3 第1集会室	4 第2集会室	3 第1集会室
5 第3集会室	6 第4集会室	5 第3集会室	6 第4集会室	5 第3集会室	6 第4集会室	5 第3集会室
7 第5集会室	8 和室1	7 第5集会室	8 和室1	7 第5集会室	8 和室1	7 第5集会室
9 和室2	10 調理実習室	9 和室2	10 調理実習室	9 和室2	10 調理実習室	9 和室2

省略

省略

市立公民館使用変更許可書

省略

島田市教育委員会

印

年 月 日付で申請のあつた市立公民館の使用の変更について、
次のとおり許可します。

省略

省略

使 用 区 分 初倉公民館	1 多目的ホール	2 控室
	3 第1集会室	4 第2集会室
	5 第3集会室	6 第4集会室
	7 第5集会室	8 和室1
	9 和室2	10 調理実習室

省略

省略

使 用 区 分 金谷公民館	1 集会室1	2 集会室2
	3 集会室3	4 会議室1
	5 会議室2	6 会議室3
	7 会議室4	8 和室
	9 工作室	

省略

省略

市立公民館使用変更許可書

省略

島田市教育委員会

印

年 月 日付で申請のあつた初倉公民館の使用の変更について、
次のとおり許可します。

省略

省略

使 用 区 分 初倉公民館	1 多目的ホール	2 控室
	3 第1集会室	4 第2集会室
	5 第3集会室	6 第4集会室
	7 第5集会室	8 和室1
	9 和室2	10 調理実習室

使 用 区 分 初倉公民館	1 多目的ホール	2 控室
	3 第1集会室	4 第2集会室
	5 第3集会室	6 第4集会室
	7 第5集会室	8 和室1
	9 和室2	10 調理実習室

省略

省略

市立公民館使用許可取消申出書

省略

電話番号

年 月 日付けて許可を受けた市立公民館の使用を取り消したいので、使用許可書を添えて申し出ます。

使用日時	年	月	日	時	分から	時	分まで

省略

初倉公民館	1	多目的ホール	2	控室
	3	第1集会室	4	第2集会室
	5	第3集会室	6	第4集会室
	7	第5集会室	8	和室1
	9	和室2	10	調理実習室

省略

省略

初倉公民館	1	多目的ホール	2	控室
	3	第1集会室	4	第2集会室
	5	第3集会室	6	第4集会室
	7	第5集会室	8	和室1
	9	和室2	10	調理実習室

省略

省略

省略

電話番号

年 月 日付けて許可を受けた初倉公民館の使用を取り消したいので、使用許可書を添えて申し出ます。

使用日時	年	月	日	時	分から	時	分まで

省略

金谷公民館	1	多目的ホール	2	控室
	3	会議室3	4	会議室1
	5	会議室2	6	会議室3
	7	会議室4	8	和室
	9	工作室		

省略

省略

省略

電話番号

年 月 日付けて許可を受けた初倉公民館の使用を取り消したいので、使用許可書を添えて申し出ます。

使用日時	年	月	日	時	分から	時	分まで

市立公民館使用料減免申請書

省略

電話番号

次のとおり市立公民館の使用料の減免を受けたいので、申請します。

減免を受け
ようとする
理由

省略

省略

初倉公民館	1 多目的ホール	2 控室	
	3 第1集会室	4 第2集会室	
	5 第3集会室	6 第4集会室	
	7 第5集会室	8 和室1	
	9 和室2	10 調理実習室	

省略

(注) 省略

市立公民館使用料減免申請書

省略

電話番号

次のとおり初倉公民館の使用料の減免を受けたいので、申請します。

減免を受け
ようとする
理由

省略

省略

初倉公民館	1 多目的ホール	2 控室	
	3 第1集会室	4 第2集会室	
	5 第3集会室	6 第4集会室	
	7 第5集会室	8 和室1	
	9 和室2	10 調理実習室	

省略

(注) 省略

金谷公民館指定管理者指定申請書

年 月 日

島田市教育委員会

所在地
名 称
代表者の氏名
電話番号



金谷公民館の指定管理者の指定を受けたいので、島田市立公民館条例第16条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

指定を受けるよう とする期間	年 月 日から 年 月 日まで
1 金谷公民館事業計画書	
2 金谷公民館の管理に関する業務の收支予算書	
3 法人その他の団体の定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）	
4 この申請書を提出する日の属する事業年度における事業計画書及び收支予算書並びに前事業年度において事業の実績がある場合はその事業報告書及び收支計算書	
5 設立の趣旨、事業の内容その他法人等の概要が分かる書類	
6 その他（ ）	

金谷公民館事業計画書

年 月 日

法人等の名称			
代表者の氏名	設立年月日	年	月
法人等の所在地			
電話番号	FAX番号		

現在運営している施設名	所	在	地	運	當	開	始	年	月	日
								年	月	日
								年	月	日
								年	月	日
								年	月	日
								年	月	日

1 管理運営を行おうに当たつての経営方針

2 管理運営を行う意欲について

3 管理運営について
(1) 職員の配置等について

(2) 年間の自主事業について

(3) 利用者等の要望の把握について

(4) 著情処理について

4 金谷公民館の利用率向上のための計画について

5 個人情報の保護の措置について

6 緊急時の対応について

(1) 防犯及び防災の体制について

(2) 災害発生時の対応について

(3) その他緊急時の対応について

7 その他特記すべき事項

金谷公民館指定管理者指定書

第 号
年 月 日

所在地
名稱
代表者の氏名

島田市教育委員会

印

島田市立公民館条例第17条の規定により、金谷公民館の指定管理者として、次の
とおり指定します。

指定の期間	年 <u> </u> 月 <u> </u> 日から 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日まで
-------	---

金谷公民館指定管理者指定期消通書

第 号
生 月 日所在地
名 称
代表者の氏名島田市教育委員会 国
島田市教育委員会

次に掲げる理由により、金谷公民館の指定管理者の指定を取り消すので通知します。

取消しの理由	取消しの日
	年 <u> </u> 月 <u> </u> 日

(注) この処分に不服がある場合は、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

1 審査請求

この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、島田市教育委員会に対して審査請求をすることができます。(なお、処分を知った日の翌日から起算して3月以内であつても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 処分の取消しの訴え

この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、島田市を被告(訴訟において島田市を代表する者は島田市教育委員会となります。)として提起することができます(なお、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができます(期間は、当該審査請求に係る裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内となります)。

○島田市金谷体育センター条例施行規則（第2条関係）

（協定の締結）

第7条 指定管理者は、教育委員会とセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。ただし、センターの整備並びに管理及び運営について、条例第7条の2の規定により民間資金等による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された民間事業者を指定管理者として指定するときは、この限りでない。

2 省略

○島田市金谷体育センター条例施行規則（第2条関係）

（協定の締結）

第7条 指定管理者は、教育委員会とセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 省略

六合公民館運営審議会委員の委嘱について

島田市立公民館条例（平成17年島田市条例第152号）第15条第2項の規定に基づき、
六合公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

令和5年3月29日提出

島田市教育委員会教育長 山 中 史 章

1 委嘱年月日 令和5年4月1日

2 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

3 委嘱する者の氏名等

△	氏 名	住 所	摘 要
新	たきした さち やうじ 滝下 祥央	島田市東町（学校）	学校教育の関係者 (六合東小学校長)
新	もちづき よしひろ 望月 義弘	島田市岸町	地域の代表者 (岸町自治会長)
新	なかむら みほこ 中村 美穂子	島田市東町	社会教育の関係者 (六合公民館市民学級長)
再	ますだ まさひろ 増田 正弘	島田市東町	地域の代表者 (六合コミュニティ委員会長) 2期目
再	むらた みつお 村田 光男	島田市道悦四丁目	学識経験者(六合子どもチャレンジクラブ推進委員) 5期目
再	さかもと りつこ 坂本 里津子	島田市道悦一丁目	社会教育の関係者 (公民館活動団体代表者) 2期目

4 選任事由 任期満了に伴う選任

初倉公民館運営審議会委員の委嘱について

島田市立公民館条例（平成17年島田市条例第152号）第15条第2項の規定に基づき、初倉公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

令和5年3月29日提出

島田市教育委員会教育長 山 中 史 章

- 1 委嘱年月日 令和5年4月1日
- 2 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 委嘱する者の氏名等

△	氏 名	住 所	摘 要
新	未定	島田市	地域の代表者 (初倉コミュニティ委員会長)
新	未定	島田市	社会教育の関係者 (初倉あゆみ学級長)
再	やまだ せいこ 山田 誓牛	島田市阪本 (学校)	学校教育の関係者 (初倉小学校校長)
再	はやし くにひこ 林 邦彦	島田市船木	地域の代表者 (初倉地区自治会長・町内会長会) 2期目
再	おおつか みつこ 大塚 光子	島田市阪本	家庭教育の関係者 (初倉地区民生児童委員、主任児童委員) 5期目
再	たいこう かつお 太向 勝男	島田市月坂	社会教育の関係者 (初倉生涯学級生) 3期目

- 4 選任事由 任期満了に伴う選任

金谷公民館運営審議会委員の委嘱について

島田市立公民館条例（平成17年島田市条例第152号）第15条第2項の規定に基づき、
金谷公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

令和5年3月29日提出

島田市教育委員会教育長 山 中 史 章

- 1 委嘱年月日 令和5年4月1日
- 2 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 委嘱する者の氏名等

	氏 名	住 所	摘 要
新	わたなべ 渡邊 良和	島田市竹下	地域の代表者 (島田市自治会会长連合会金谷地区会長)
新	みずの 水野 京子	島田市金谷天王町	社会教育の関係者 (金谷ハーモニーせせらぎ、太極拳サークル等定期利用団体)
新	かとう 加藤 洋一	島田市金谷猪土居	社会教育の関係者 (金谷宿大学受講生)
新	きたがわ 北川 賴子	島田市横岡新田	社会教育の関係者 (市民学級生)
新	かみや 神谷 紀行	島田市牛尾 (学校)	学校教育の関係者 (五和小学校長)
再	すぎむら 杉村 美子	島田市志戸呂	地域の代表者 (金谷コミュニティ委員会副会長) 2期目

- 4 選任事由 任期満了に伴う選任

議案第15号

第2次島田市スポーツ振興推進計画の策定について

第2次島田市スポーツ振興推進計画を、別冊のとおり策定する。

令和5年3月29日提出

島田市教育委員会教育長 山中史章

島田市スポーツ推進委員の委嘱について

島田市スポーツ推進委員規則（教育委員会規則第1号）の規定により、島田市スポーツ推進委員を次のとおり委嘱する。

令和5年3月29日提出

島田市教育委員会教育長 山 中 史 章

1 委嘱年月日 令和5年4月1日

2 任 期 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 委嘱する者の氏名等

△	氏 名	住 所	摘 要
新	あきた はるな 秋田 陽那	島田市本通	スポーツ推進委員による推薦 モダンバレエ、ダンス等経験者
新	たけした りえこ 竹下 理恵子	島田市向谷元町	スポーツ推進委員による推薦 バドミントン等経験者
新	ひらまつ たかひこ 平松 孝彦	島田市東町	スポーツ推進委員による推薦 バドミントン等経験者

4 選任事由

委員を増員するため

参考資料

第10期島田市スポーツ推進委員名簿

- 1 定員 40名（島田市スポーツ推進委員規則第3条）
 2 第10期の任期 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
 3 委員名簿

(経験年数順)

△	氏名	住 所	摘要
1	朝比奈 伸子	島田市志戸呂	スポーツ経験者 10期目
2	塚本 春雄	島田市東町	スポーツ経験者 10期目
3	臼井 重人	島田市川根町笠間下	スポーツ経験者 10期目
4	芹澤 豊	島田市元島田	スポーツ経験者 10期目
5	増田 依子	島田市向島町	スポーツ経験者 10期目
6	北川 美幸	島田市神座	スポーツ経験者 10期目
7	市川 志織	島田市稻荷四丁目	スポーツ経験者 10期目
8	大橋 俊晴	島田市伊久美	スポーツ経験者 10期目
9	杉橋 真弓	島田市竹下	スポーツ経験者 10期目
10	岩本 謙一	島田市東町	スポーツ経験者 9期目
11	大嶋 由紀子	島田市川根町家山	スポーツ経験者 9期目
12	飛野 淳子	島田市川根町家山	スポーツ経験者 8期目
13	八木 英夫	島田市船木	スポーツ経験者 7期目
14	八木 美和子	島田市東町	スポーツ経験者 7期目
15	竹内 康一	菊川市柳3丁目	スポーツ経験者 7期目
16	森口 里美	島田市相賀	スポーツ経験者 6期目
17	上野 伸子	島田市河原1丁目	スポーツ経験者 6期目
18	太田 佳樹	島田市川根町家山	スポーツ経験者 6期目
19	山下 彰子	島田市伊太	スポーツ経験者 5期目
20	落合 節夫	島田市湯日	スポーツ経験者 4期目
21	土屋 まゆみ	島田市金谷猪土居	スポーツ経験者 4期目
22	宮村 泰之	島田市大柳	スポーツ経験者 4期目
23	大橋 亜也佳	島田市川根町家山	スポーツ経験者 3期目
24	小倉 良昭	島田市ばらの丘二丁目	スポーツ経験者 3期目
25	立林 智子	島田市横井二丁目	スポーツ経験者 3期目
26	原木 克司	島田市川根町抜里	スポーツ経験者 2期目
27	安田 武央	島田市宮川町	スポーツ経験者 2期目
28	金子 久美	島田市東町	スポーツ経験者 1期目
29	藤若 博枝	島田市船木	スポーツ経験者 1期目

島田市立図書館協議会委員の委嘱について

島田市立図書館条例（平成17年島田市条例第153号）第7条の規定により、島田市立図書館協議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

令和5年3月29日提出

島田市教育委員会教育長 山中史章

- 1 委嘱年月日 令和5年4月1日
- 2 任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 委嘱する者の氏名等

	氏名	住所	摘要
再	くまがい しげこ 熊谷 成子	島田市宝来町	学識経験者 (元静岡県点字図書館副館長) 3期目
再	やまとぐち すみえ 山口 すみえ	島田市新田町	学識経験者 (元小学校司書教諭) 2期目
新	こじま はるお 小島 治男	島田市阪本	学識経験者 (元中学校教諭)
	未定		学校教育関係者 (市立小中学校校長)
	未定		学校教育関係者 (市立小中学校教諭)
再	なかたに みのる 中谷 稔	島田市稻荷二丁目	社会教育関係者 (山びこ親子読書会代表) 3期目
新	ふじさわ ひでこ 藤澤 秀子	島田市川根町身成	社会教育関係者 (たまごマザー代表)
再	おおい よしこ 大井 喜子	島田市金谷下十五軒	家庭教育の向上に資する活動を行う者 (ペアレントサポーター) 3期目
新	いまむら じろう 今村 二朗	島田市旗指	市民(公募)
新	まつうち かずこ 松浦 和子	島田市本通七丁目	市民(公募)

- 4 選任事由 任期満了による。

協 議 事 項



しまだの教育（リーフレット）について

しまだの教育（リーフレット）について、別紙（案）のとおり協議します。



次回教育委員会定例会における
協議事項の集約



報 告 事 項

(報告事項)

学校教育課

令和 5 年 2 月分の生徒指導について

令和 5 年 2 月分の生徒指導について、別紙のとおり報告します。

島田市通学合宿推進事業費補助金交付要綱の一部改正について

島田市通学合宿推進事業費補助金交付要綱の一部改正について、次のとおり報告いたします。

島田市告示第25号

島田市通学合宿推進事業費補助金交付要綱（平成28年島田市告示第60号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月1日

島田市長 染谷 絹代

題名を次のように改める。

島田市体験寺子屋事業補助金交付要綱

第1条中「通学合宿事業」を「体験寺子屋事業」に改める。

第2条中「通学合宿事業」を「体験寺子屋事業」に、「のうち、市内の小学校に就学している者（以下「小学生」という。）5人以上で構成される集団（3以上の異なる学年の者で構成されるものに限る。）が当該学校に通うことをその内容とするもの」を「（市長が別に定める施設に宿泊するものに限る。）」に改める。

第3条を次のように改める。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる団体は、体験寺子屋事業を実施する県要綱第2(2)に規定する民間団体とする。

第4条中「通学合宿事業」を「体験寺子屋事業」に、「印刷製本費及び消耗品費」を「消耗品費、食糧費及び印刷製本費」に改める。

第5条中「受けている」を「受ける」に、「小学生1人当たり1泊」を「参加者のうち小学校又は中学校に就学している者（市内に居住する者に限る。）の人数に」に改め、「に参加人数」を削り、「得た額」の次に「（当該額が1万5,000円を超える場合にあっては、1万5,000円）」を加える。

別記様式中

事業目的	
------	--

を

団体名	
事業目的	

に、

参 加 人 数	人
運 営 組 織	

を

参 加 人 数	人 (うち、市内に居住する小中学生の人数)	人)
---------	-----------------------	----

に、

合宿の実施期間
中の活動内容

を

事業実施期間
中の活動内容

に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

第1条	島田市体験寺子屋事業補助金交付要綱 (趣旨)
第1条	市長は、子どもたちの自主性、協調性、責任感等を育むことを目的とした地域における体験寺子屋事業を推進するため、当該事業を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関する事項は、島田市補助金等交付規則(平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。
(定義)	第2条 この要綱において、「通学合宿事業」とは、体験寺子屋事業費補助金交付要綱(令和4年静岡県告示第208号。以下「県要綱」という。)第2(4)に規定する宿泊を伴う体験寺子屋事業のうち、市内の小学校に就学している者(以下「小学生」という。)5人以上で構成される集団(3以上の異なる学年の者で構成されるものに限る。)が当該学校に通うことをその内容とするものをいう。
(補助対象者)	第2条 この要綱における団体は、県要綱附則第2項の規定による廃止前の地域における通学合宿等事業費補助金交付要綱(平成25年静岡県告示第432号)に基づく補助金の交付を受けているものとする。
(補助対象経費)	第3条 補助の対象となる団体は、体験寺子屋事業を実施する県要綱第2(2)に規定する民間団体とする。
(補助額及び限度額)	第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、体験寺子屋事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費及び印刷製本費に限る。)、役務費並びに使用料及び賃借料とする。
(補助額及び限度額)	第5条 補助金の額は、補助対象経費の額(県要綱に基づく補助金の交付を受けていない場合は、当該県要綱に基づく補助金の額を控除した額)の10分の10以内の額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、小学生1人当たり上記500円に参加人数を乗じて得た額を限度とする。

第1条	島田市通学合宿推進事業費補助金交付要綱 (趣旨)
第1条	市長は、子どもたちの自主性、協調性、責任感等を育むことを目的とした地域における通学合宿事業を推進するため、当該事業を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関する事項は、島田市補助金等交付規則(平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。
(定義)	第2条 この要綱において、「通学合宿事業」とは、体験寺子屋事業費補助金交付要綱(令和4年静岡県告示第208号。以下「県要綱」という。)第2(4)に規定する宿泊を伴う体験寺子屋事業のうち、市内の小学校に就学している者(以下「小学生」という。)5人以上で構成される集団(3以上の異なる学年の者で構成されるものに限る。)が当該学校に通うことをその内容とするものをいう。
(補助対象者)	第3条 補助の対象となる団体は、県要綱附則第2項の規定による廃止前の地域における通学合宿等事業費補助金交付要綱(平成25年静岡県告示第432号)に基づく補助金の交付を受けたものとする。
(補助対象経費)	第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、通学合宿事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費(印刷製本費及び消耗品費に限る。)、役務費並びに使用料及び賃借料とする。
(補助額及び限度額)	第5条 補助金の額は、補助対象経費の額(県要綱に基づく補助金の交付を受けていない場合は、当該県要綱に基づく補助金の額を控除した額)の10分の10以内の額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、小学生1人当たり上記500円に参加人数を乗じて得た額を限度とする。

別記様式（第6条、第9条、第10条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

省略

2 事業内容

団体名	
事業目的	
参加人数	人 (うち、市内に居住する小中学生の人数)
	省略
事業実施期間中の活動内容	省略

省略

別記様式（第6条、第9条、第10条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

省略

2 事業内容

事業内容	
事業目的	
運営組織	A.
参加人数	人
合宿の実施期間中の活動内容	省略

省略

公民館類似施設の運営委員会委員の委嘱について

公民館類似施設の運営委員会委員について、次のとおり決定したので報告します。

【任期満了に伴う選任】

- 1 委嘱年月日 令和5年4月1日
 - 2 任期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
 - 3 委嘱する者の氏名等
- (1) 大津農村環境改善センター

	氏名	住所	摘要
新	永井 潤 ながい じゅん	島田市大草	地域の代表者（大津自治会長）
新	青野 信行 あおの のぶゆき	島田市野田	地域の代表者（大津自治会副会長）
新	矢部 由佳 やべ ゆか	島田市落合	学校教育関係者（大津小学校P.T.A会長）
新	早津 美香 はやつ みか	島田市ばらの丘	家庭教育関係者（子育て支援えのころ会員）
再	小島 育乃 こじま いくの	島田市落合（学校）	学校教育関係者（大津小学校長） 3期目
再	細田 秀子 ほそだ ひでこ	島田市大草	社会教育関係者（大津高齢者学級副学級長） 3期目

(2) 伊久身農村環境改善センター

	氏名	住所	摘要
再	いしがみ 石神 しんや 信也	島田市伊久美	地域の代表者(元団体職員) 2期目
再	おおはし 大橋 としはる 俊晴	島田市伊久美	地域の代表者(元コミュニティ委員会広報委員長) 2期目
再	ふくろい 袋井 ともこ 智子	島田市伊久美	家庭教育関係者(家庭教育講座学級生) 2期目
再	なかむら 中村 まさつぐ 政次	島田市身成	地域の代表者(元教員) 2期目
再	もりやま 森山 つとむ 勉	島田市身成	地域の代表者(丹原町内会長) 2期目
再	おおつか 大塚 たかし 隆	島田市伊久美	地域の代表者(中平町内会長) 2期目

(3) 北部ふれあいセンター

	氏名	住所	摘要
新	いけがや 池ヶ谷 たかし 孝	島田市神座	地域の代表者(神座鵜綱自治会長)
新	すずき 鈴木 やすみち 康道	島田市相賀	地域の代表者(相賀町内会協議委員)
新	ひもの 火物 たみこ 民子	島田市相賀	地域の代表者(相賀町内会参与)
新	うわいど 上井戸 和男 かずお	島田市伊太	地域の代表者(伊太区自治会書記)
新	すずき 鈴木 ひろたか 浩孝	島田市神座(学校)	学校教育関係者(神座小学校長)
再	きたがわ 北川 みさち 美幸	島田市神座	社会教育関係者(社会教育講座講師) 4期目

(4) 初倉西部ふれあいセンター

	氏名	住所	摘要
新	大石 恵美子 おおいし えみこ	島田市湯日	社会教育関係者（社会教育講座講師）
新	松本 満 まつもと みつる	島田市湯日	地域の代表者（湯日の子ども達を見守る会副代表）
新	紅林 裕美 くればやし ひろみ	島田市湯日	家庭教育関係者（初倉小学校 P T A 湯日地区長）
再	片山 正樹 かたやま まさき	島田市湯日	地域の代表者（湯日自治会長） 3期目
再	様葉 俊作 しんば しゅんさく	島田市湯日	社会教育関係者（白寿会会長） 2期目
再	加藤 千恵子 かとう ちえこ	島田市牧之原	地域の代表者（しろやまサロンスタッフ） 2期目

4 選任事由 任期満了に伴う選任

【選出区分代表者の変更に伴う選任】

- 1 委嘱年月日 令和5年4月1日
- 2 任期 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（前任者の残任期間）
- 3 委嘱する者の氏名等

(1) 川根地区センター

	氏名	住所	摘要
新	未定	島田市川根町	地域の代表者
新	畠 浩 はた ひろし	島田市川根町家山（学校）	学校教育関係者（川根小学校長）

- 4 選任事由 選出区分代表者の変更に伴う選任

参考（任期が令和4年4月1日から令和6年3月31日までの委員）

再	登澤 正実 とざわ まさみ	島田市川根町家山	学識経験者（元島田市社会教育委員） 7期目
再	羽田 千穂子 はなた ちほこ	島田市川根町身成	社会教育関係者（元保育士） 1期目
再	児玉 聰予 こだま さとよ	島田市川根町抜里	家庭教育関係者（元川根小家庭教育学級副学級長） 1期目
再	翠口 真鶴 みどりぐち まづる	島田市川根町家山	家庭教育関係者（川根サッカースポーツ少年団父母の会会員） 1期目

(報告事項)

社会教育課

金谷公民館の指定管理制度移行に伴う電話番号等の変更について

金谷公民館に係る電話番号及びファクス番号の変更について、次のとおり報告します。

所属名	場所	電話番号	ファクス番号
金谷公民館	みんくる1階	46-5629	<u>46-3259</u>
社会教育課 (東海道金谷宿大学事務)	みんくる1階	<u>46-5631</u>	46-3546

(下線部分が変更後の番号です)

(報告事項)

島田市スポーツ推進委員の辞職について

島田市スポーツ推進委員の辞職について、次のとおり報告します。

- 1 辞職年月日 令和5年3月31日
- 2 任 期 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 辞職する者の氏名等

氏 名	住 所	摘 要
市川 志織	島田市稻荷	スポーツ経験者

- 4 辞職事由 一身上の都合による。